

避難所における 生活環境の確保に向けた 取組事例集

令和6年3月 内閣府(防災担当)

目次

第1章	はじめに	2
	1-1 避難所における良好な生活環境の確保に関する取組	
	1-2 今般の取組事例集について	
第2章	避難所における生活環境の向上に向けた実態調査	4
	2-1 調査概要	4
	2-2 調査結果	5
第3章	避難所における生活環境の向上に向けた取組事例	50
	1 体制整備	
	・避難所ごとの運営マニュアル作成の啓発(愛媛県)	52
	・デジタルを活用した避難所運営の推進(宮崎県都城市)	53
	・男女共同参画の視点を踏まえた避難所の体制整備(大阪府吹田市)	54
	・女性の視点を踏まえた避難所運営マニュアルの整備(山梨県甲斐市)	55
	2 トイレ環境の整備	
	・避難所のトイレに関する実践マニュアルを策定(徳島県)	57
	・トイレカーの導入と災害時相互派遣協定の締結 (兵庫県南あわじ市・愛媛県宇和島市・長崎県島原市)	58
	3 食事の確保	
	・飲食店組合との専門職による炊き出し体制の確保(熊本県益城町)	60
	・食べ物アレルギーを有する者への食事支援(広島県三原市)	61

第3章 避難所における 生活環境の向上に向けた取組事例

4 寝床・プライバシーの確保

- ・開設時からの避難所の寝床環境の整備(熊本県益城町) 63

5 住民への周知

- ・避難所や在宅避難者等への熱中症予防(愛媛県宇和島市) 65
- ・避難所でのDV・性被害防止のための啓発(熊本県熊本市) 66
- ・外国人向けの情報発信(群馬県大泉町) 67

6 避難所の数の確保

- ・避難所の確保のための登録制度の実施(千葉県千葉市) 69

7 避難所の機能

- ・全避難所に避難所機能強化のためのタブレットを配備(東京都文京区) 71
- ・電気自動車を活用した避難所での電力確保(福岡県福岡市) 72
- ・コンテナ型移動式ランドリーの活用(兵庫県養父市) 73
- ・避難者等のための入浴支援マニュアルの作成(熊本県) 74
- ・避難所への止水版設置(東京都大田区) 75

8 ホテル・旅館等

- ・広域避難のためのホテル・旅館等への避難体制の確保(東京都板橋区) 77

9 車中泊避難者への対応

- ・災害時における車中泊避難ガイドの作成(愛知県刈谷市) 79

10 福祉避難所・福祉避難スペース

- ・聴覚障害者用情報受信装置の設置(広島県東広島市) 81
- ・障害のある子どものための指定福祉避難所を整備(兵庫県三田市) 82
- ・母子を対象とした福祉避難所を整備(千葉県鴨川市) 83

11 その他

- ・災害時の民間井戸の活用推進(高知県香美市) 85
-

第1章

はじめに

1-1

避難所における

良好な生活環境の確保に関する取組

////////

避難所等における生活環境の整備等については、災害対策基本法（第86条の6、86条の7）に規定されており、災害応急対策責任者は、生活環境の整備に努めなければならないとされています。これまで内閣府では、地方公共団体における具体的な取組を進めるため、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（令和4年4月改定）」を策定するとともに、この取組指針に基づき、「避難所運営ガイドライン（令和4年4月改定）」「福祉避難所の確保・運営ガイドライン（令和3年5月改定）」「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン（令和4年4月改定）」を策定し、周知に努めてきました。

さらに、令和4年7月には、先進的な避難所運営の事例が、各地方公共団体の取組の参考になると考えられることから、「避難所における生活環境の改善および新型コロナウイルス感染症対策等の取組事例集」を作成し、感染症対策に配慮した避難所の運営や在宅避難者の支援、車中避難など、避難所外での支援にも焦点を当て取組事例を紹介しており、地方公共団体がより一層の対策を検討することのできる材料として周知を進めています。

1-2

今般の取組事例集について



近年、自然災害は頻発化・激甚化しており、毎年のように全国各地で大規模な災害が発生しています。

また、今後は南海トラフ等の大規模災害も予想されており、更なる避難所の数の確保と質の向上が必要です。特に、近年では新型コロナウイルス感染症対策のため、地方公共団体において避難所の環境整備が進められてきましたが、これを一過性のものに終わらせず、更なる質の向上につなげていく必要があります。

地方公共団体においては、災害発生時に備え、平時から様々な取組を進めるほか、災害発生時には、限りある人的・物的資源を最大限生かしつつ、避難所運営に努めていただいているところです。

しかしながら、災害に対する意識や取組状況には地方公共団体毎に差があること、環境改善に取り組むにあたって、全国的な取組状況や他地方公共団体における先進的な取組事例について更なる共有が必要である等の課題もあります。

このことから、内閣府では、平時における取組状況や、災害発生時において市町村が取り組んだ避難所の運営等に関する実態等の調査を実施し明らかになった課題を踏まえ、避難所における生活環境の向上を図ることを目的として、好事例の調査等を行い、事例集を作成することにしました。

調査にご協力いただいた地方公共団体の皆様に感謝申し上げるとともに、地方公共団体におかれましては、本事例集をご活用いただき、避難所の生活環境の確保に関する一層の取り組みを、平時から進めていただきますようお願いいたします。

第2章

避難所における生活環境の 向上に向けた取組に関する調査

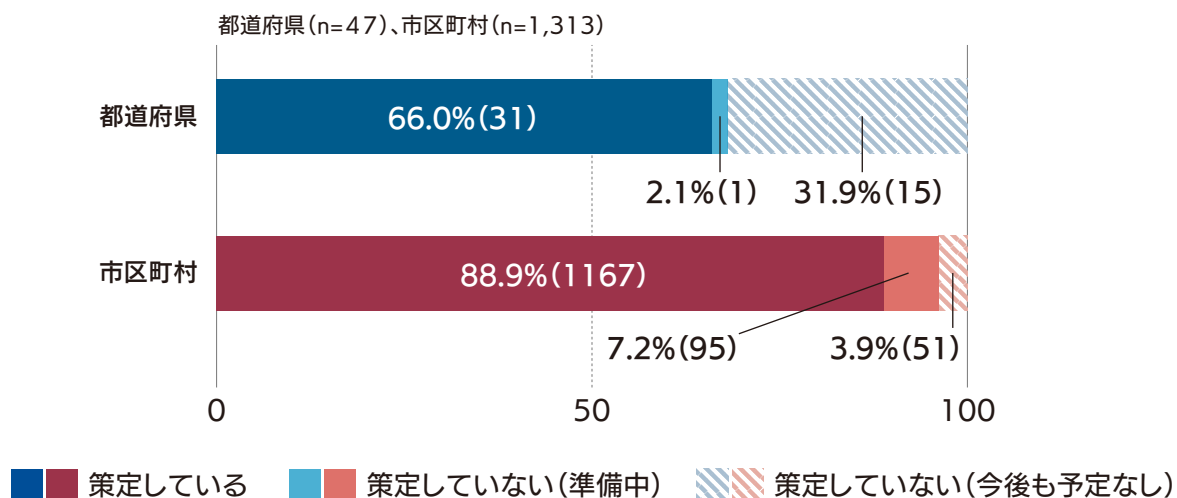
2-1 調査概要

調査目的	避難所における生活環境改善に関する実態について、現状分析と課題抽出を行うため、平時における取組状況や、災害発生時において市区町村が取り組んだ避難所の運営等に関する実態等を把握することを目的としたもの。		
調査対象	全国の都道府県及び市区町村		
調査期間	令和5年9月～令和5年11月		
調査方法と 調査項目	1.調査方法	都道府県及び市区町村が それぞれ専用のウェブフォーム上で回答	
	2.調査項目	(1)基本情報 回答部局、連絡先、避難所運営の担当部署、人口規模、避難所開設経験・運営経験等、各自治体における基本情報	
		(2)避難所における生活環境の向上に向けた取組状況	
	(2)-1	以下10テーマに関する取組状況の実態 1. 避難所運営全般 2. トイレ 3. 食事 4. 寝床・プライバシーの確保 5. 住民への周知 6. 収容人数(一般避難所の確保) 7. 避難所機能・レイアウト 8. ホテル・旅館 9. 車中泊避難者 10. 福祉避難所・福祉避難スペース	
	(2)-2	避難所開設・運営時に有効であった、効果的であった独自の対応 ※令和元年(2019.5.1)以降の避難所開設・運営経験・支援経験がありと回答した都道府県及び市区町村のみ	
回答結果	都道府県	47都道府県中47回答(回答率:100%)	
	市区町村	1,741市区町村中1,313回答(回答率:75%) *調査結果は次頁以降を参照	

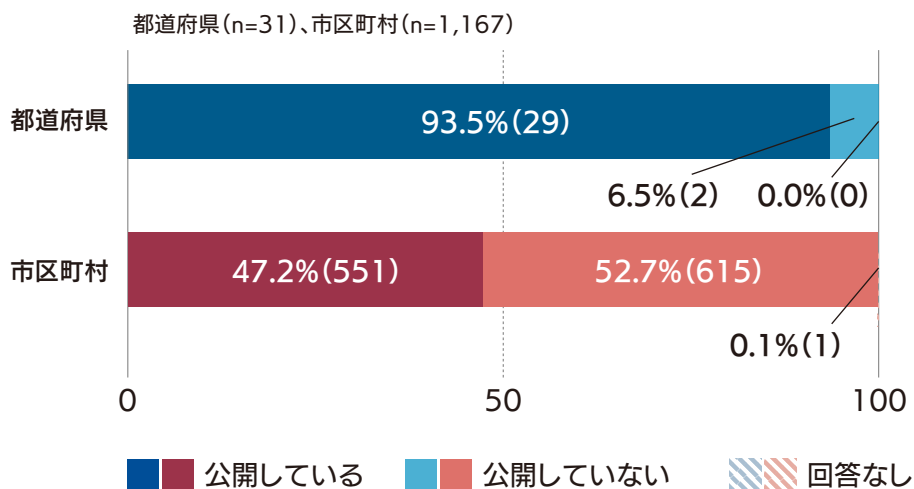
避難所の運営に向けた体制整備

避難所運営マニュアルの策定状況とその公開状況

【1】避難所の運営マニュアルを策定しているか

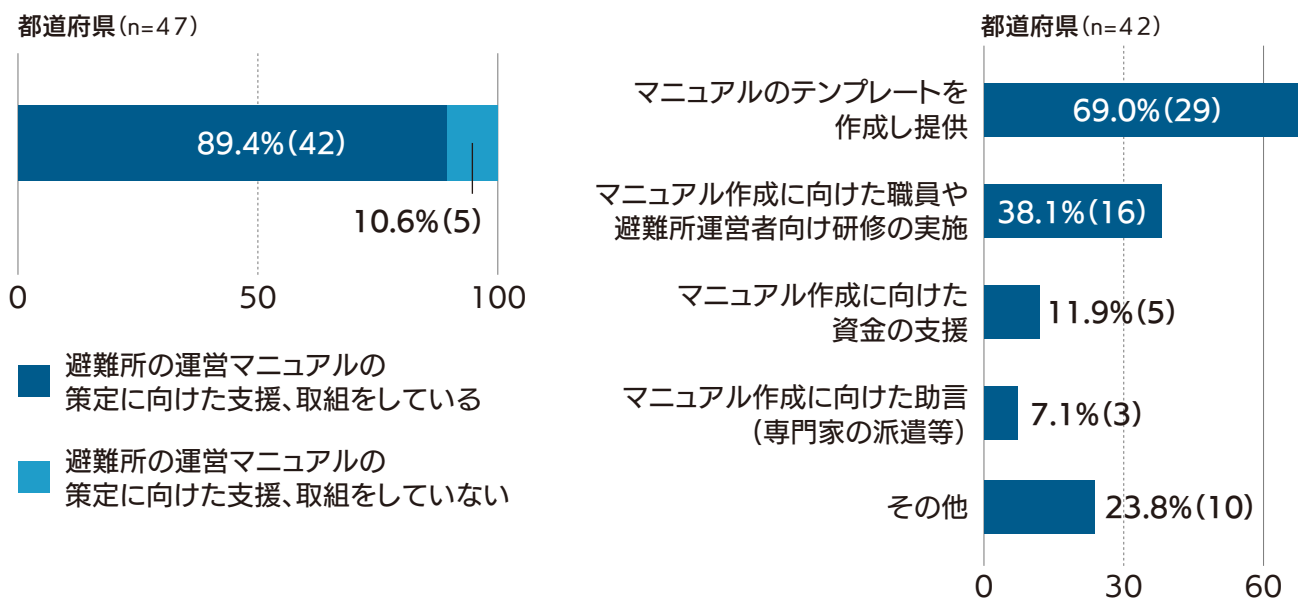


【2】策定している場合、マニュアルは公開しているか



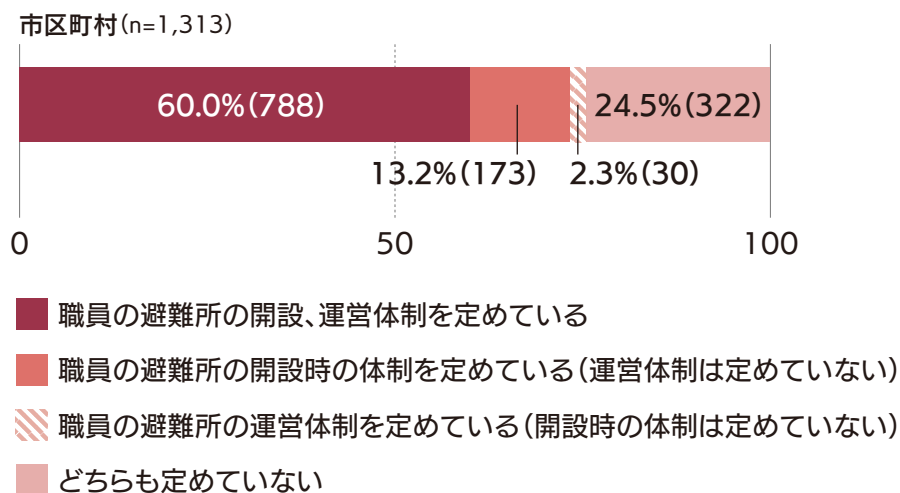
市区町村へのマニュアル策定に向けた(都道府県の)支援状況

【1】 市区町村へ避難所運営マニュアル策定に向けた支援を行っているか。 その支援内容は何か。



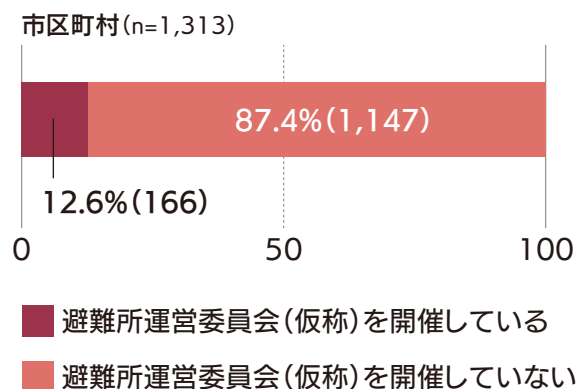
避難所の開設時・運営時の職員の体制について (市区町村)

【1】 避難所の開設時の職員の体制、運営時の体制を定めているか(いずれか1つ)

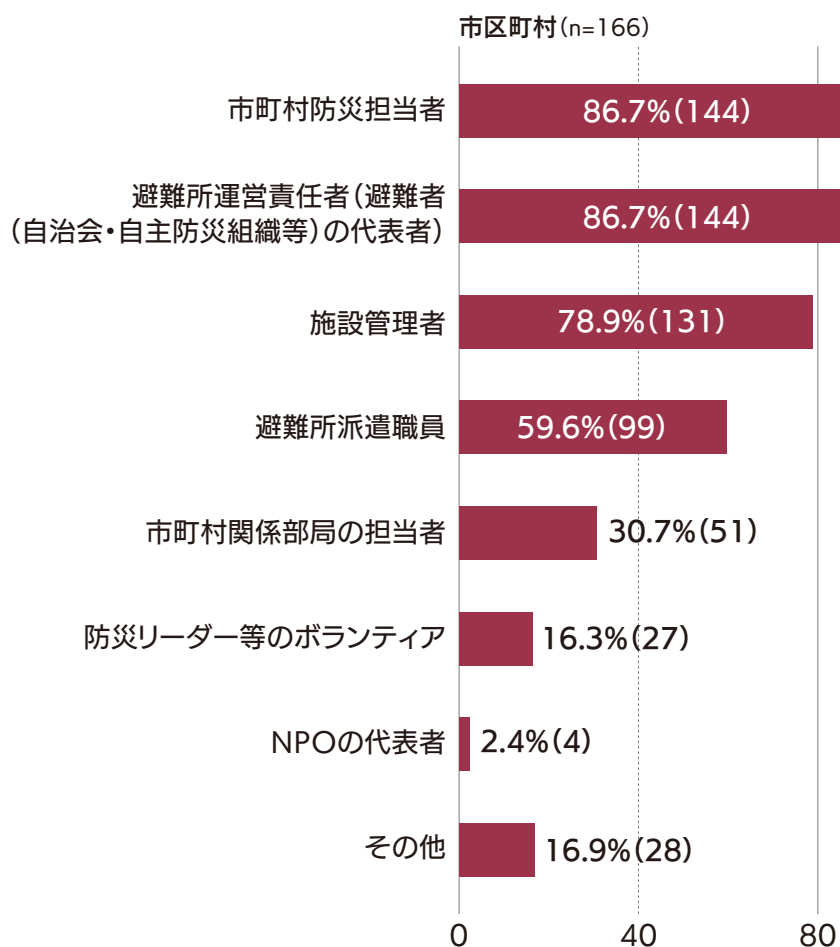


関係者との協力関係について

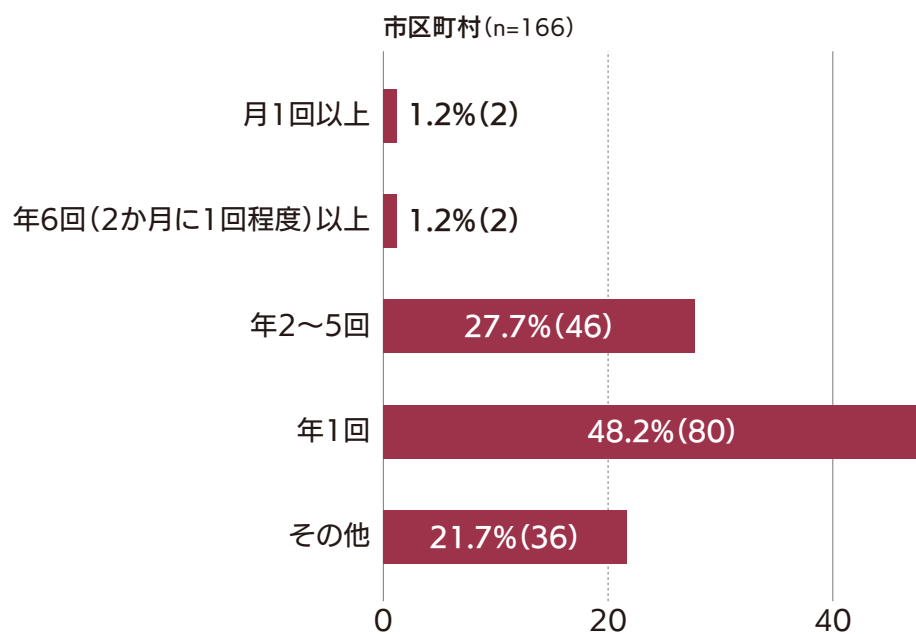
- 【1】 災害発生時に適切な避難所運営体制をとれるよう、平時から避難所の運営に係る課題について検討する等の避難所運営委員会(仮称)を開催し、関係者と協力関係を構築しているか(いずれか1つ)



- 【2】 (【1】で「開催している」を選択した場合)、どのような関係者が参画しているか(あてはまるもの全て)

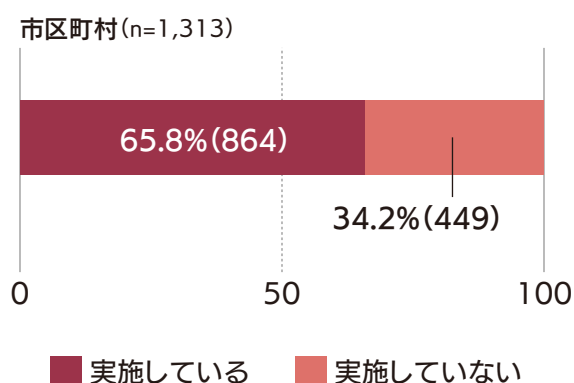


【3】（【1】で「開催している」を選択した場合）、その開催頻度はどれくらいか
（いずれか1つ）

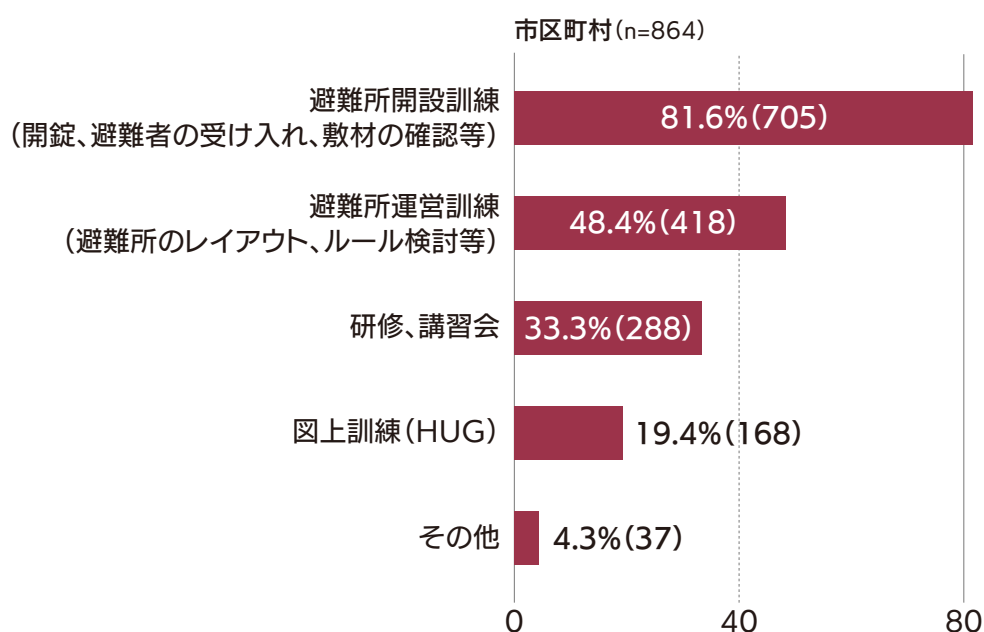


避難所の運営訓練の実施状況について

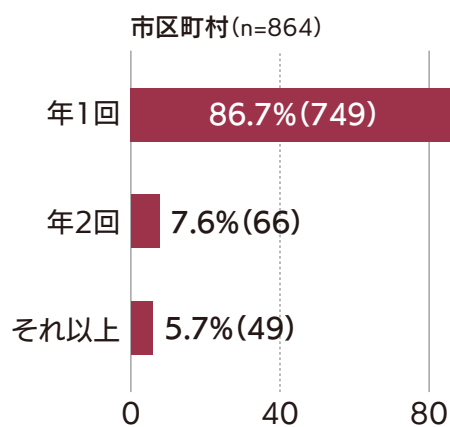
【1】 避難所運営要員となる職員(防災部局以外)向けの避難所運営訓練等を実施しているか(いずれか1つ)



【2】 (【1】で「実施している」を選択した場合)、どのような訓練等をしているか(あてはまるもの全て)



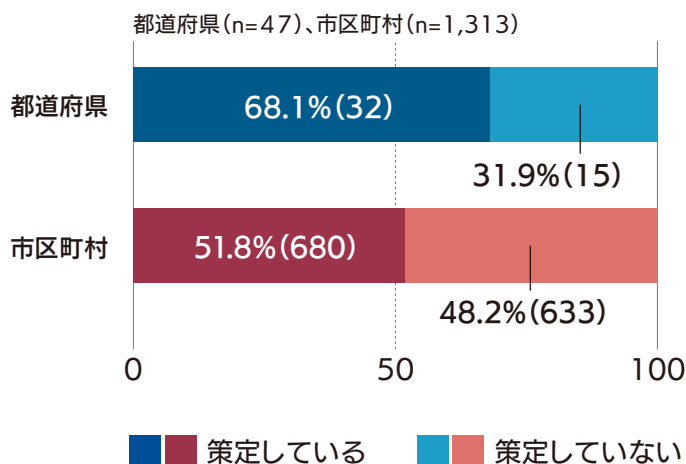
【3】（【1】で「実施している」を選択した場合）、その開催頻度はどれくらいか
（いずれか1つ）



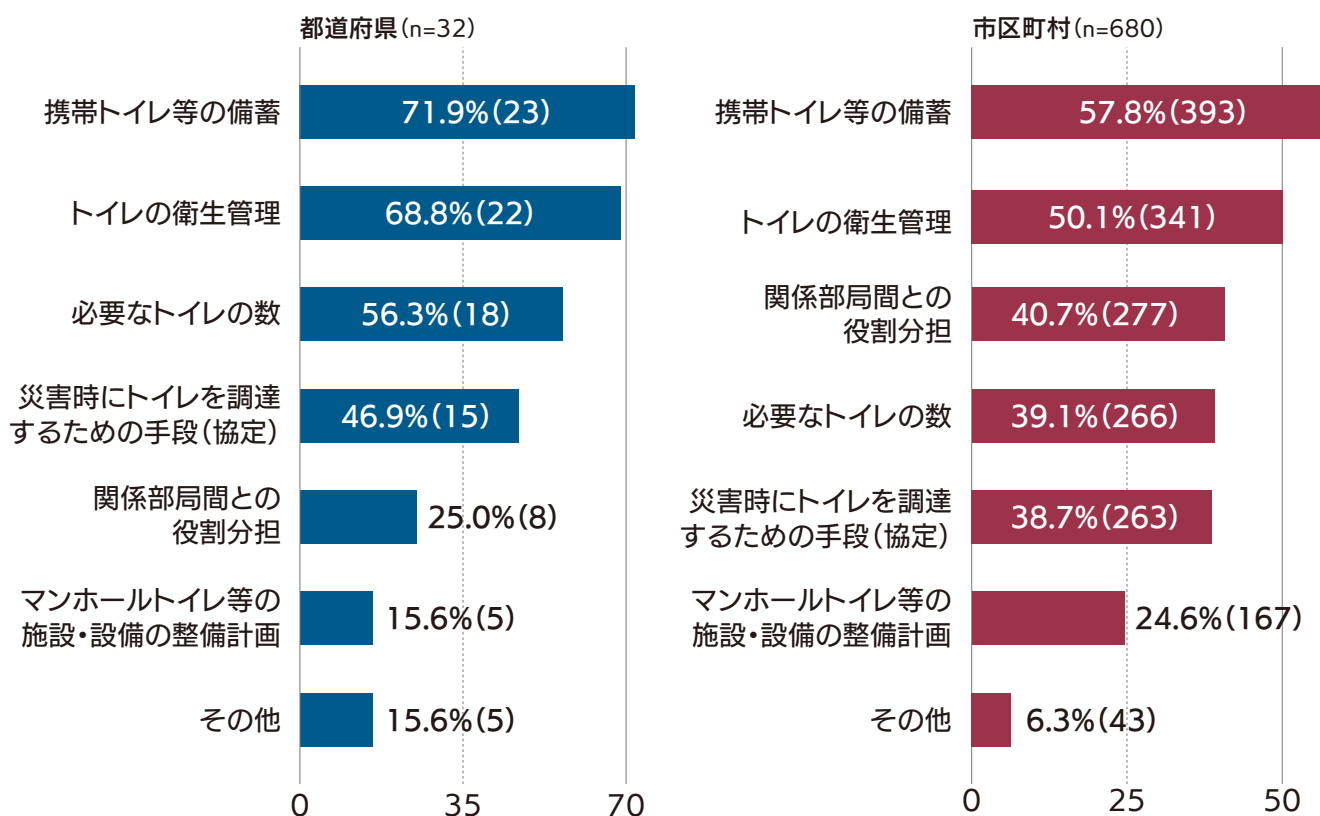
トイレ

マニュアルの策定について

【1】トイレ確保・管理に関する計画・マニュアル等を策定しているか

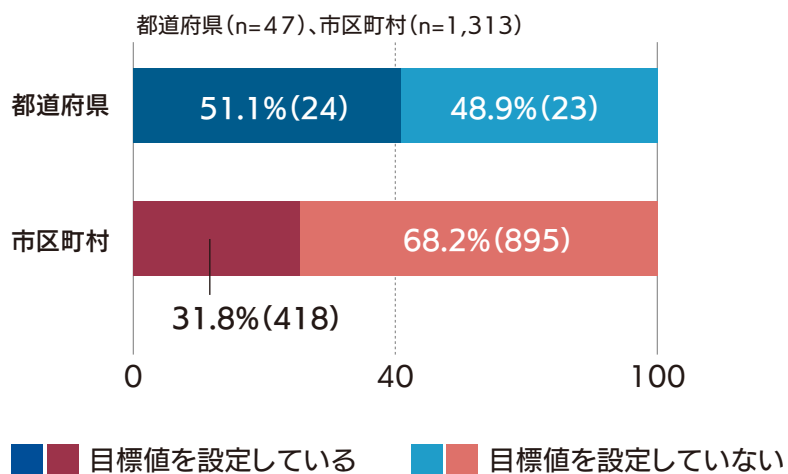


【2】策定している場合、その記載内容(あてはまるもの全て)



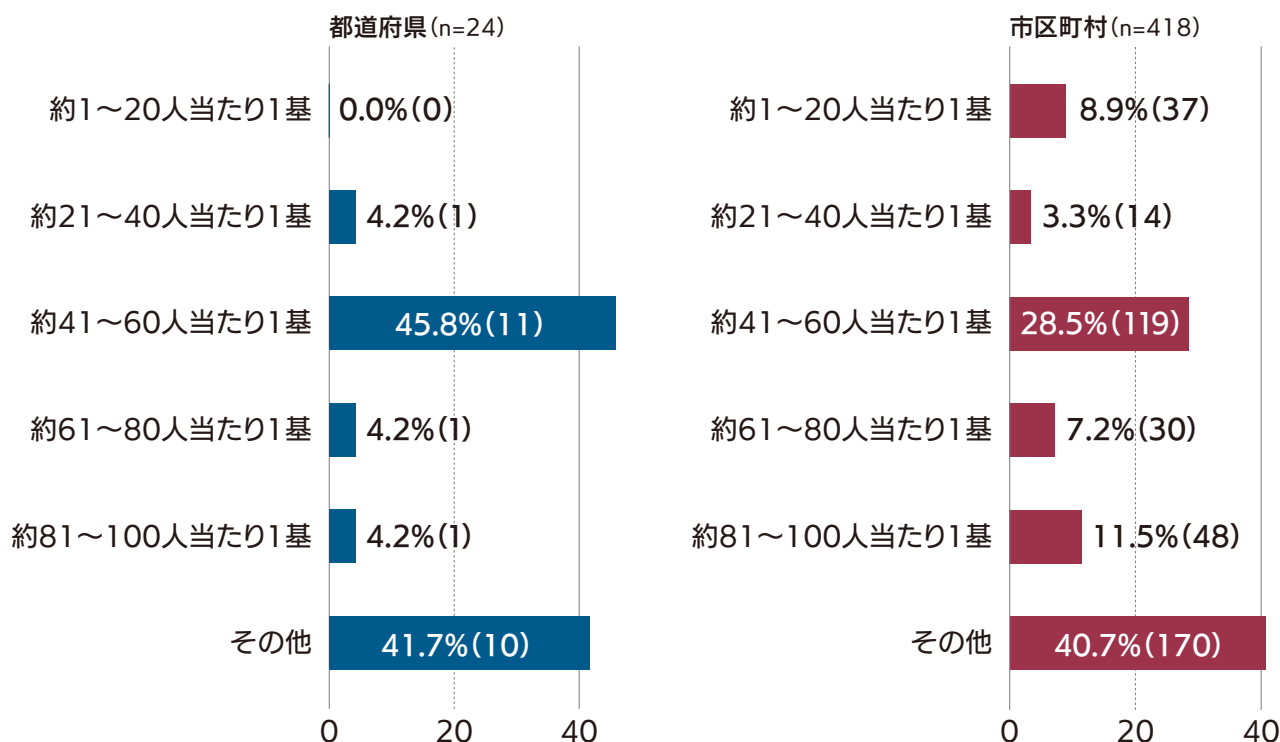
トイレの目標値について

【1】トイレの数の確保に対し、目標値を設定しているか(いずれか1つ)

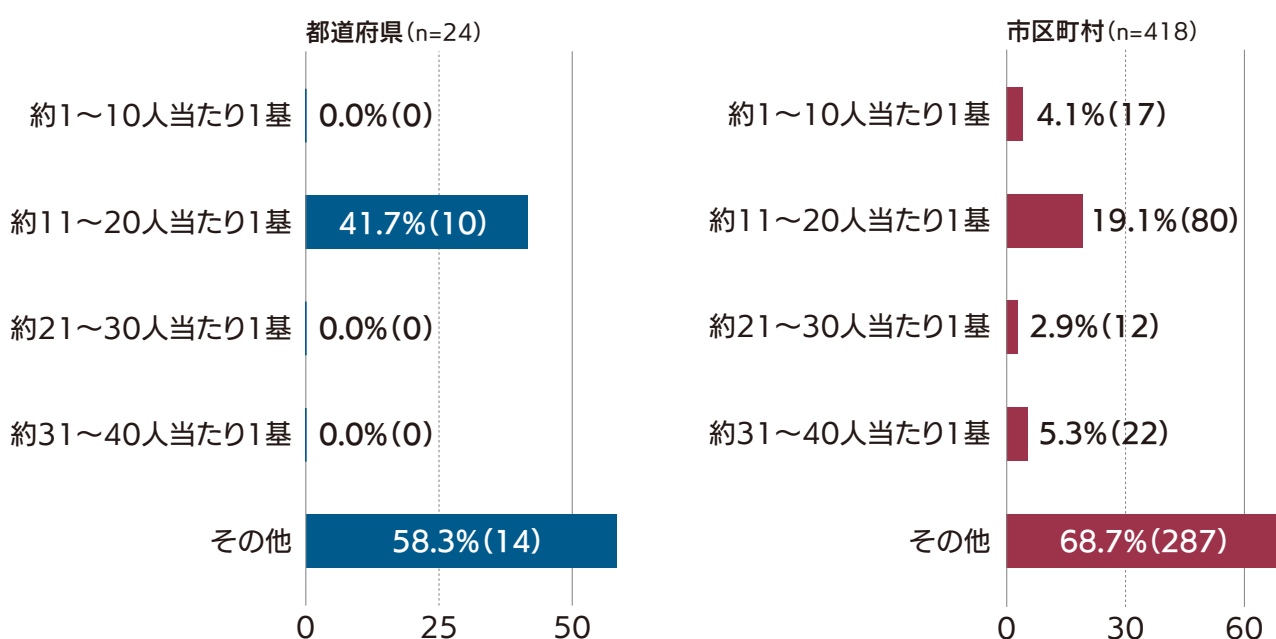


【2】（【1】で「設定している」を選択した場合）、どのような考え方で目標値を設定しているのか（それぞれいずれか1つ）

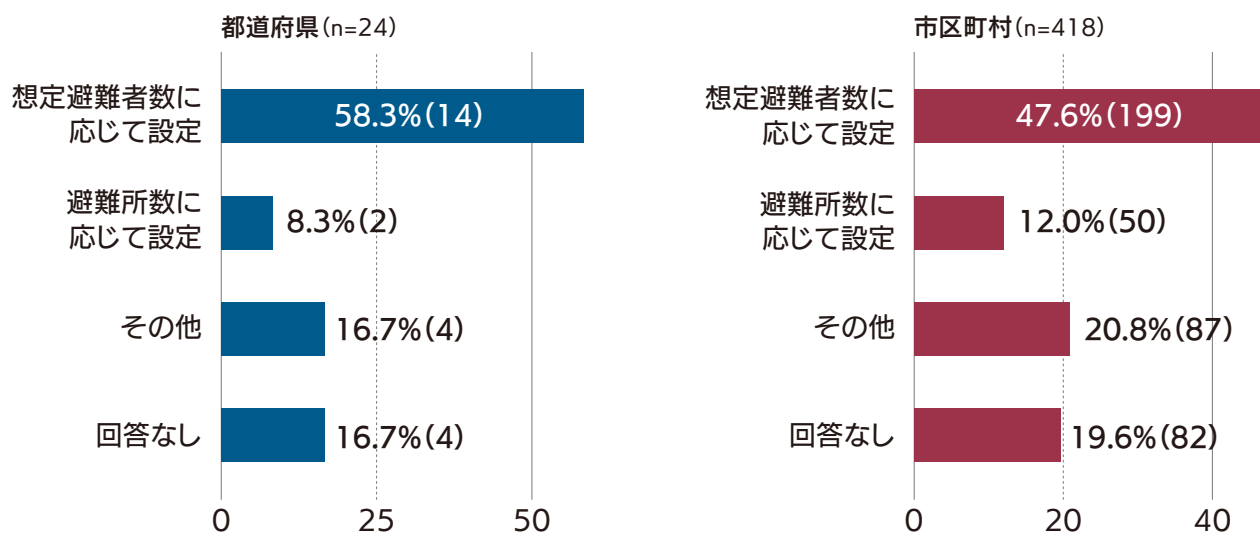
○災害発生当初：



○避難が長期化する場合：



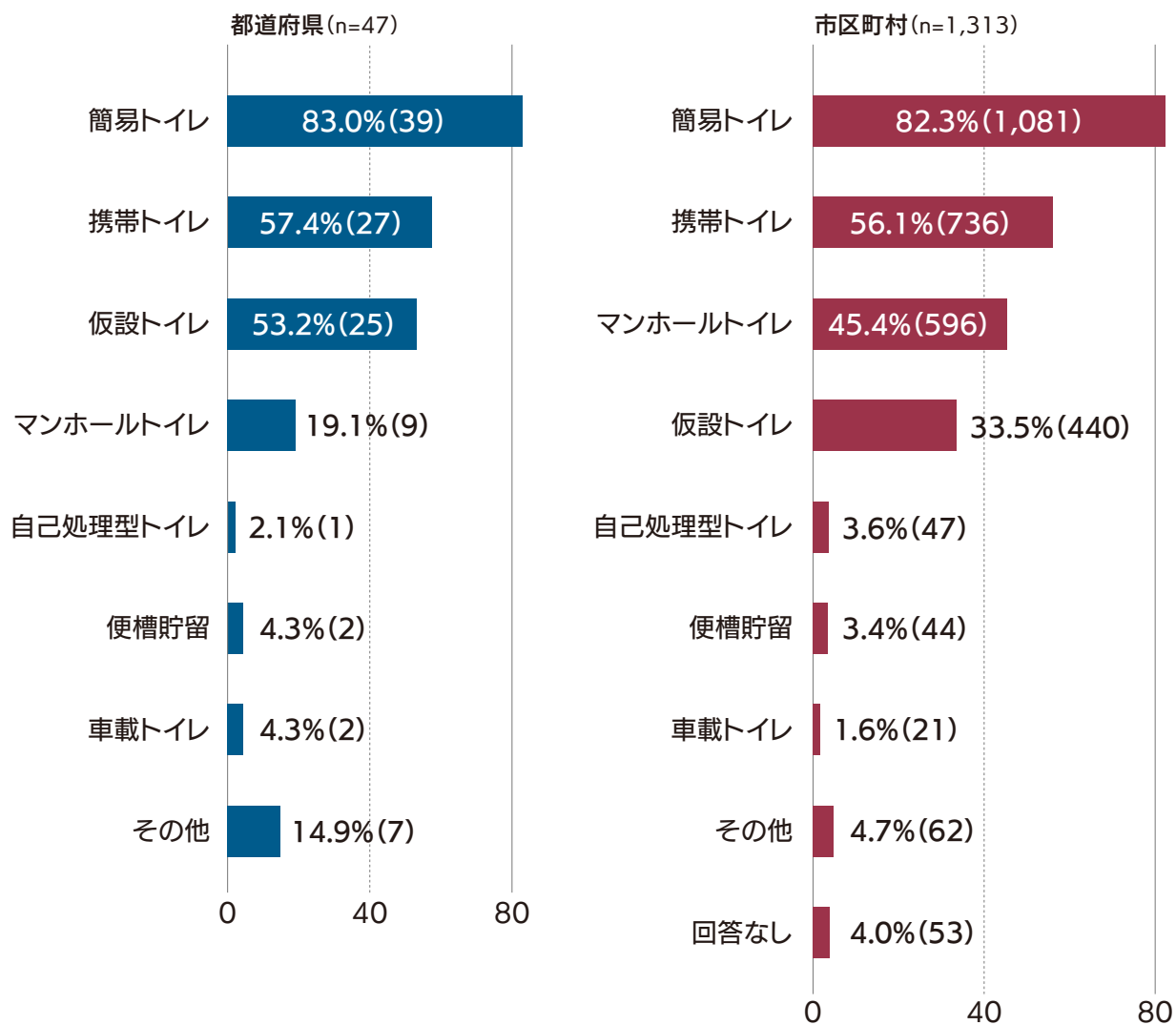
○その他(災害発生当初・避難長期化等の区別がない場合)：



災害用トイレの備蓄について

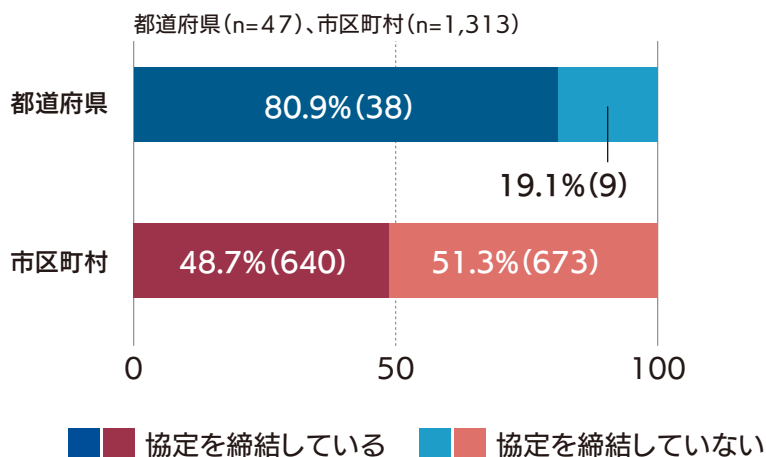
【1】 備蓄・確保している災害用トイレは何があるか

(※協定により確保しているトイレも含む、あてはまるもの全て)

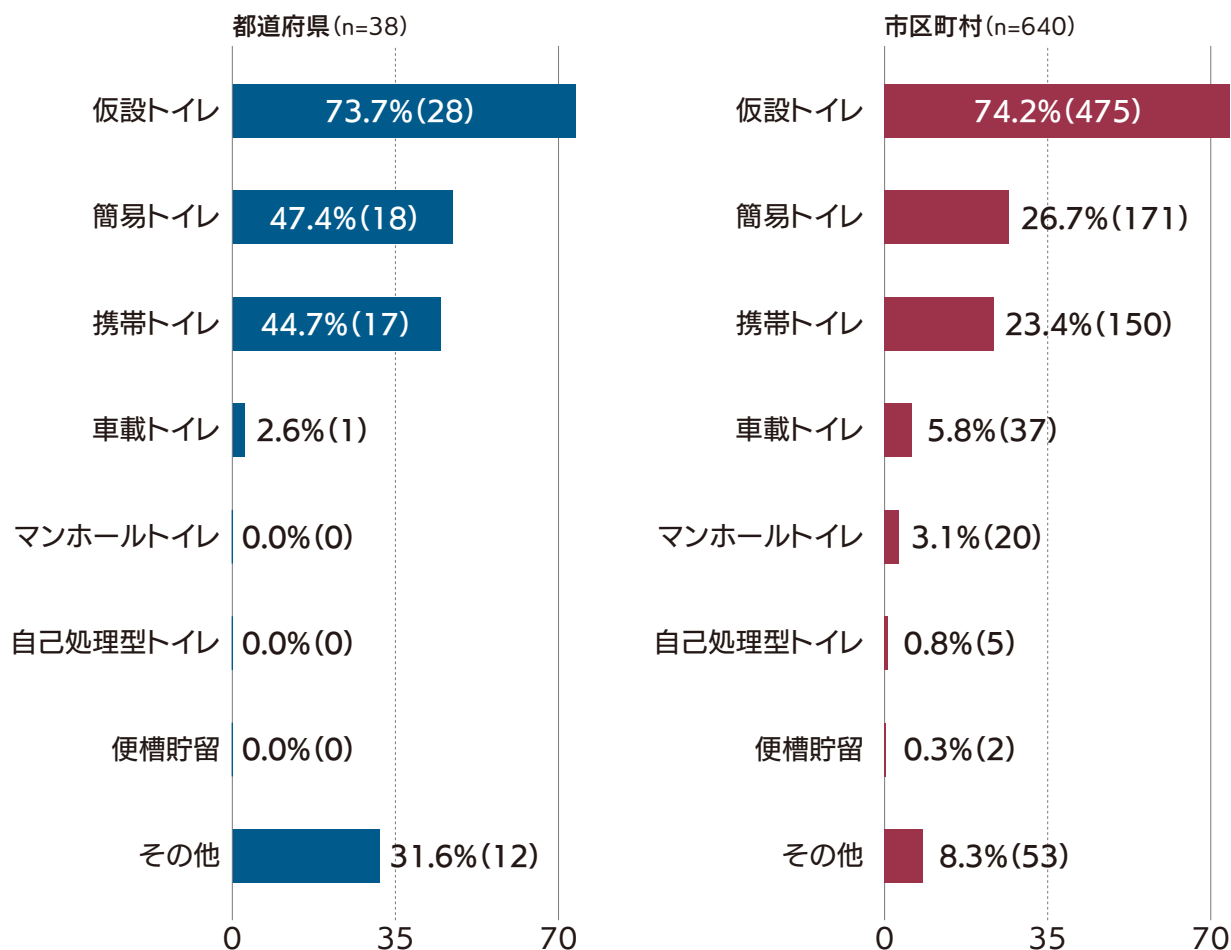


協定の締結について

【1】トイレを迅速に調達できるよう、あらかじめ関係団体や事業者と協定を締結しているか(いずれか1つ)



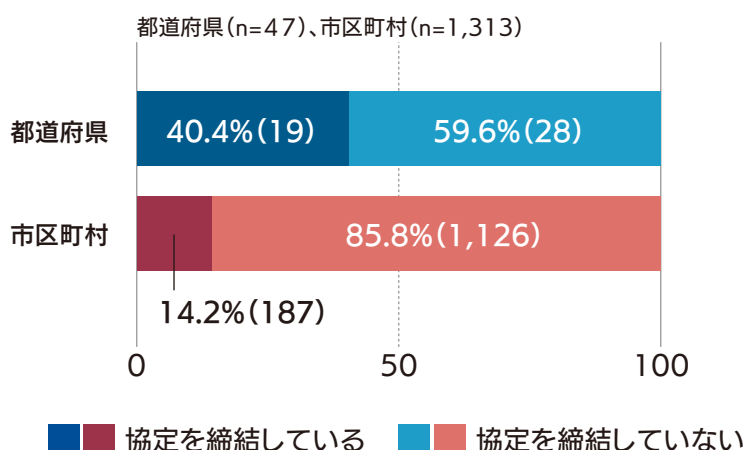
【2】(【1】で「締結している」を選択した場合)、対象としているトイレや実施内容は何か(あてはまるもの全て)



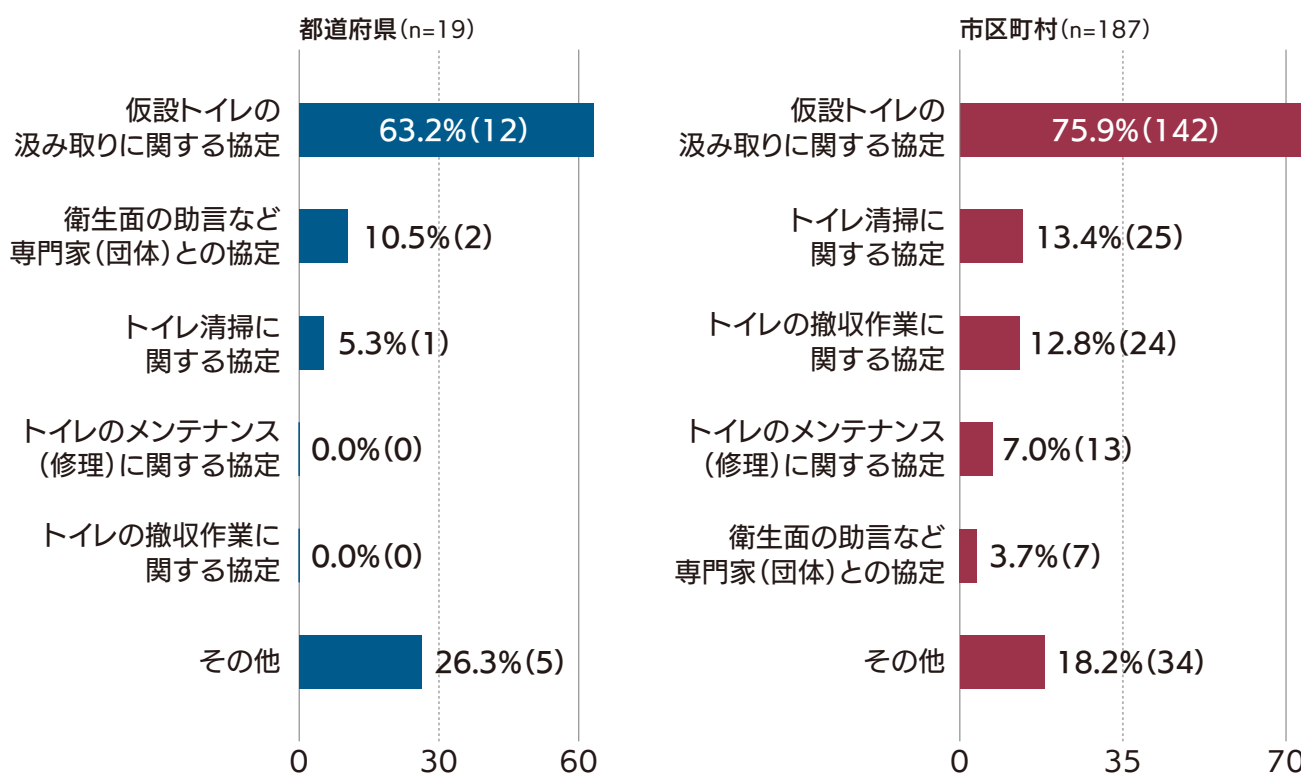
トイレの調達以外の協定の締結について

協定の締結(トイレの調達に関する締結以外)について

【1】トイレの調達に関する締結以外に、災害時のトイレの清掃やメンテナンス等の協定を締結しているか(いずれか1つ)

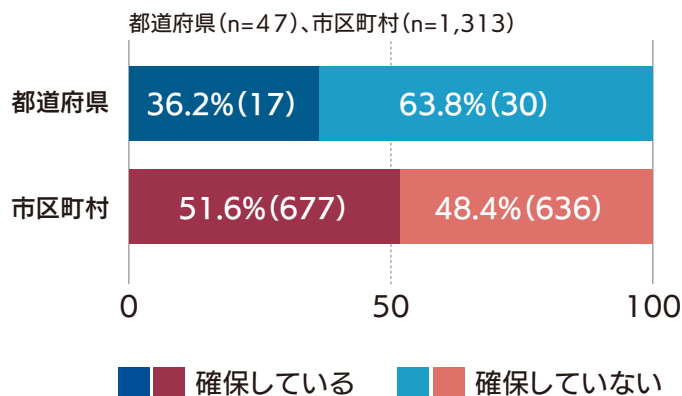


【2】(【1】で「締結している」を選択した場合)、その内容な何か(あてはまるもの全て)

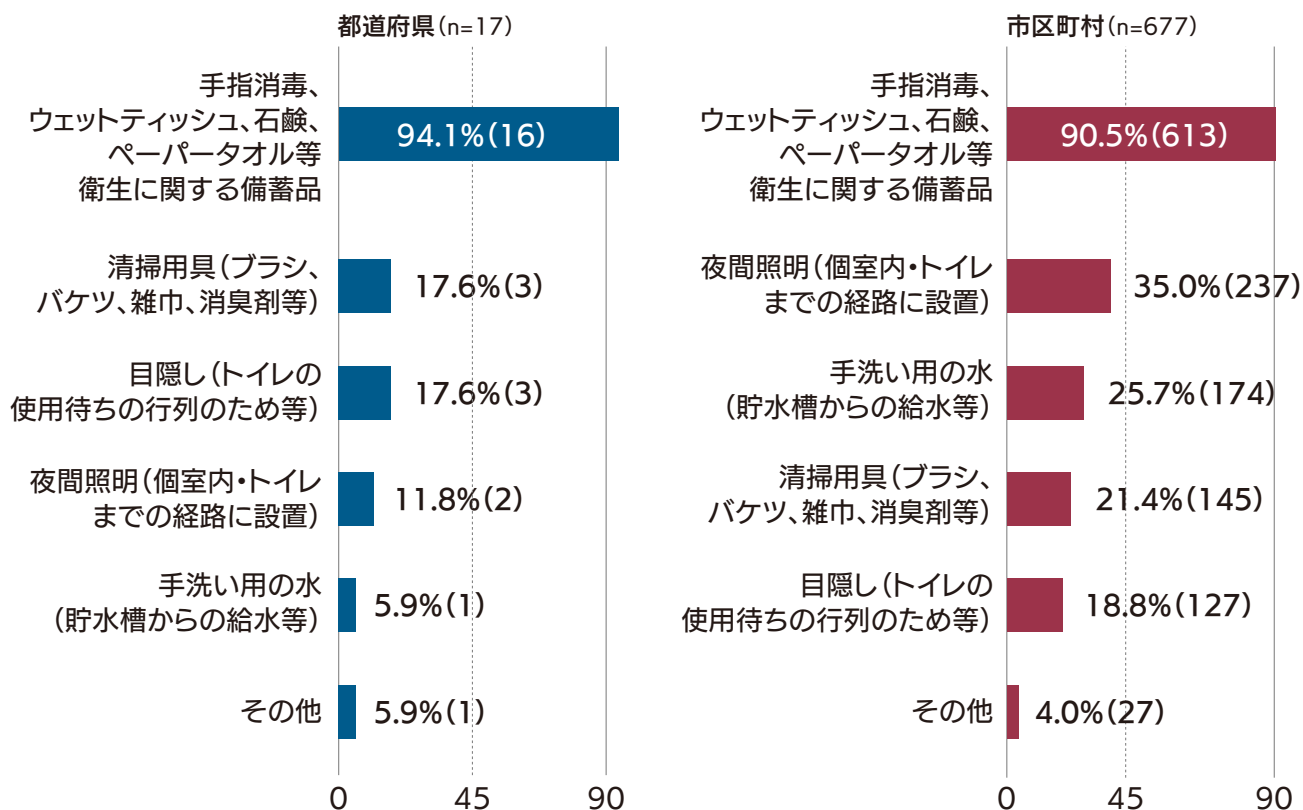


付帯設備の確保について

【1】トイレの衛生環境や安全性を確保のため付帯設備等を確保しているか (いずれか1つ)



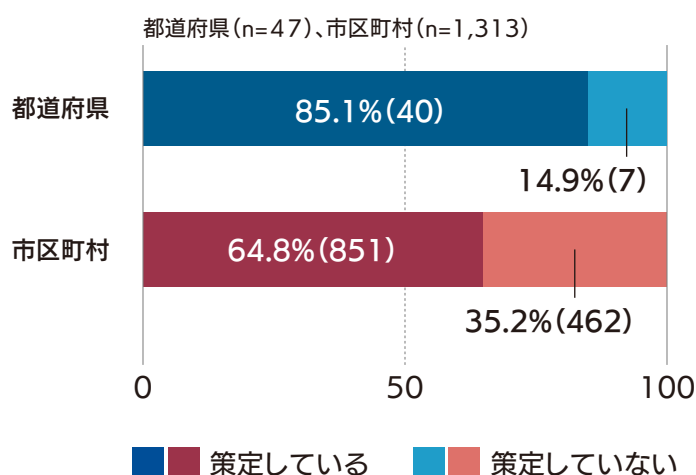
【2】(【1】で「確保している」を選択した場合)、どのようなものか (あてはまるもの全て)



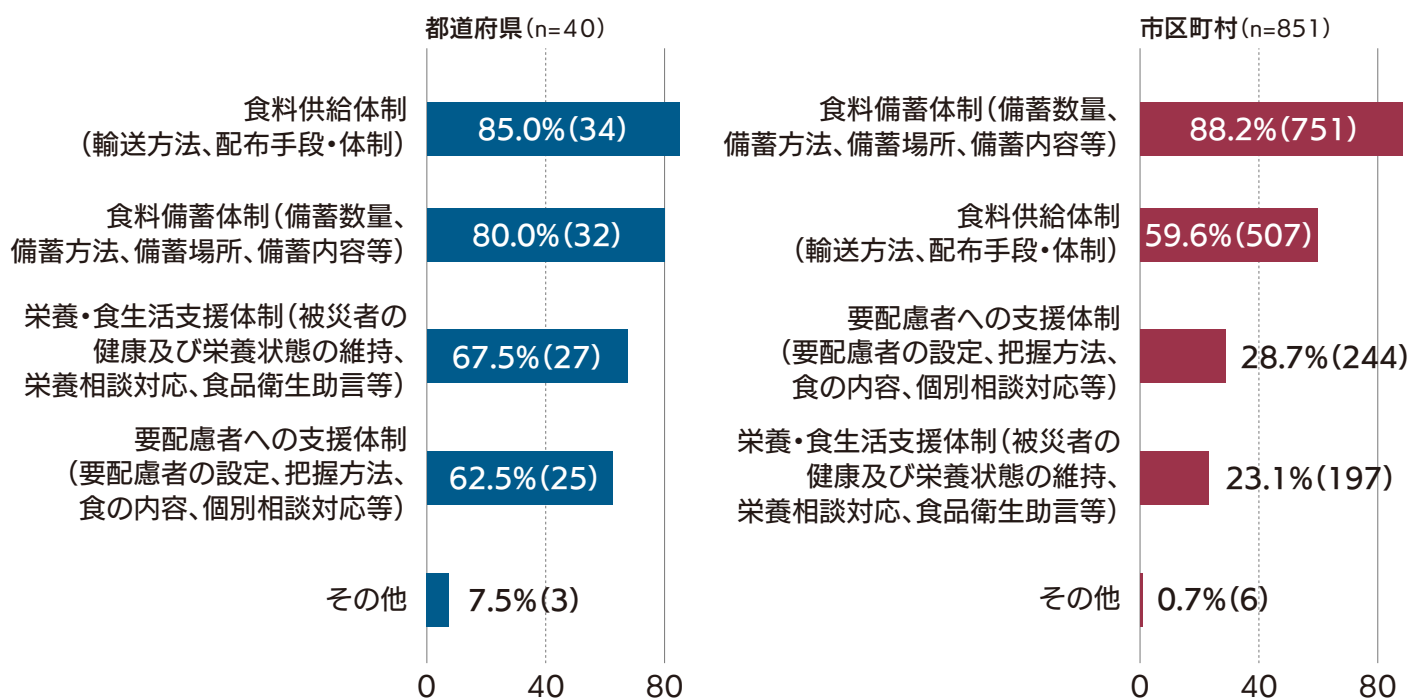
食事

マニュアルの策定について

【1】 食事の提供に関する計画・マニュアル等を策定しているか(いずれか1つ)

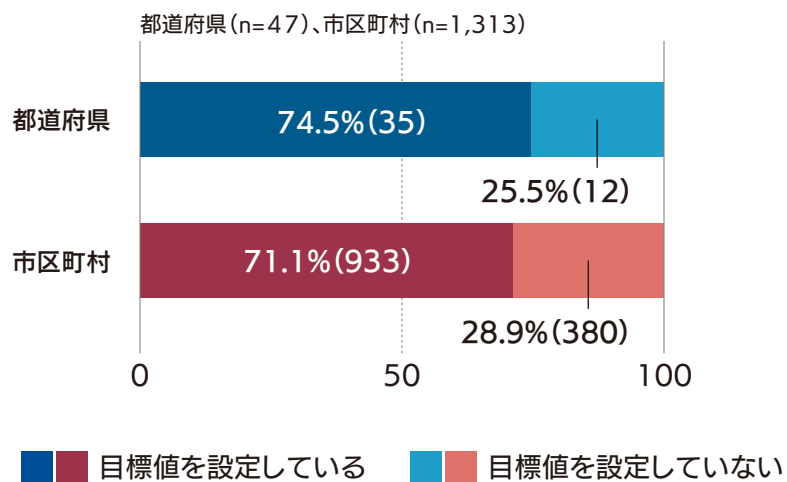


【2】 策定している場合、どのような項目を記載しているか(あてはまるもの全て)



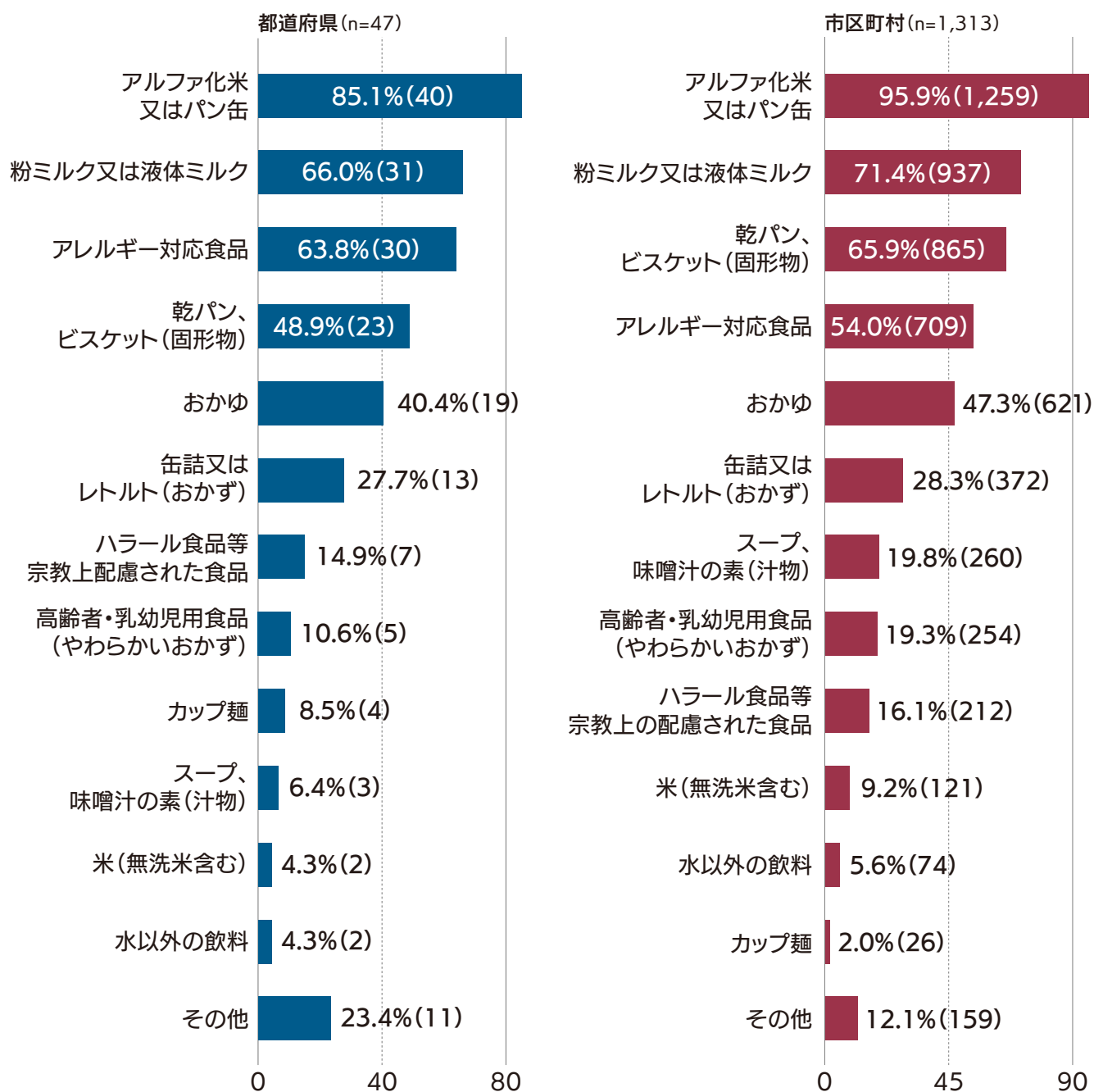
食事の目標値について

【1】 避難者向け(帰宅困難者は除く)の備蓄食料の数の確保に対し、目標値を設定しているか(いずれか1つ)



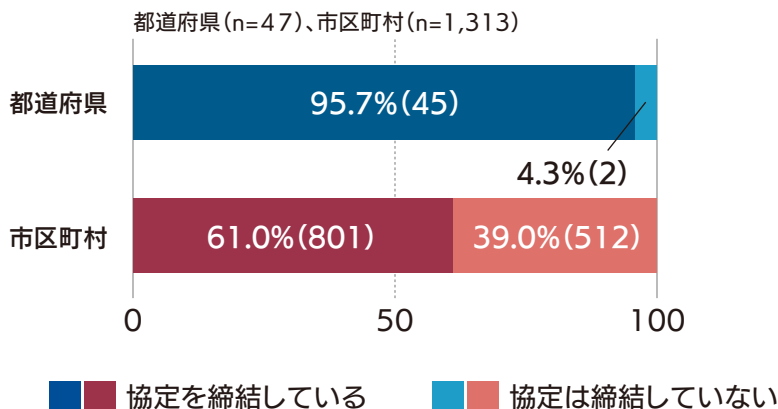
食事の備蓄について

【1】 どのような食料を備蓄しているのか(あてはまるもの全て)

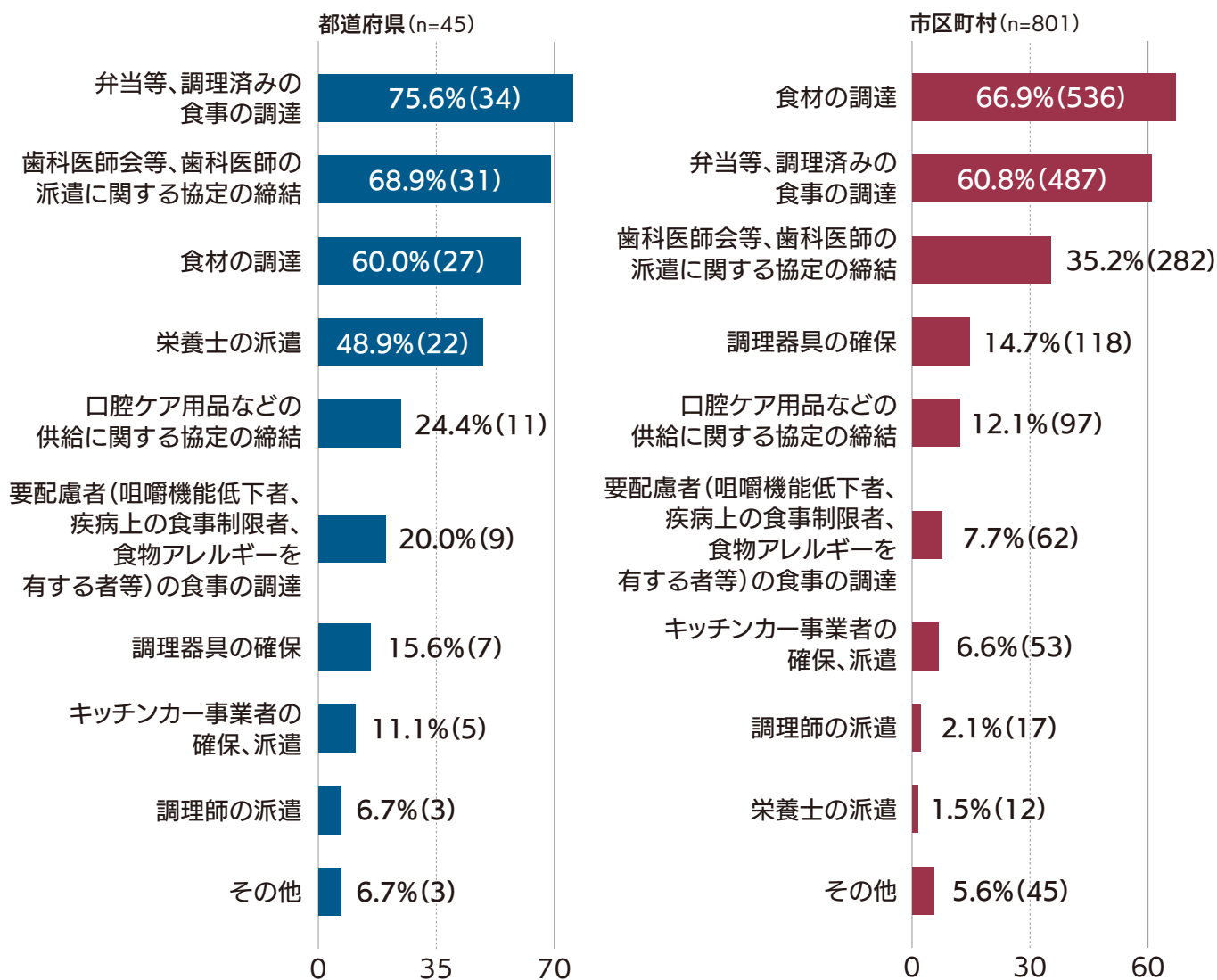


協定の締結について

【1】 民間企業やNPO団体等と食事の調達・提供、調理師の派遣、口腔ケア等に関する協定が締結されているか(いずれか1つ)

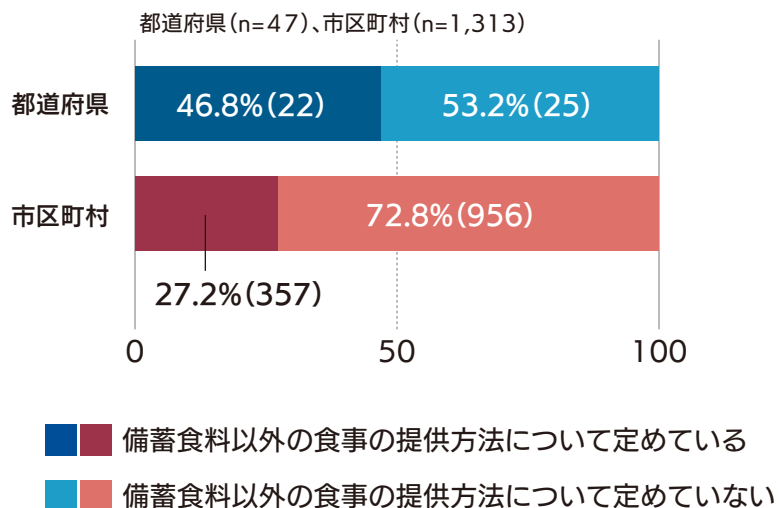


【2】 (【1】で「締結している」を選択した場合) その協定内容は何か (あてはまるもの全て)

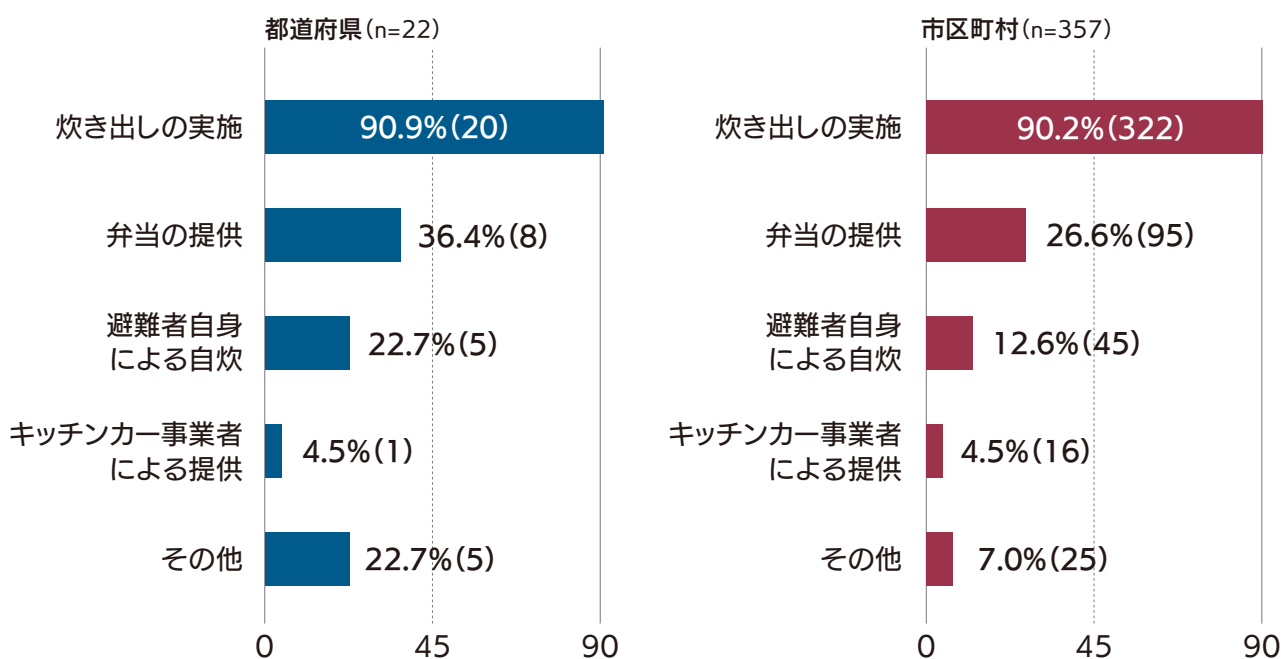


食事の提供方法について

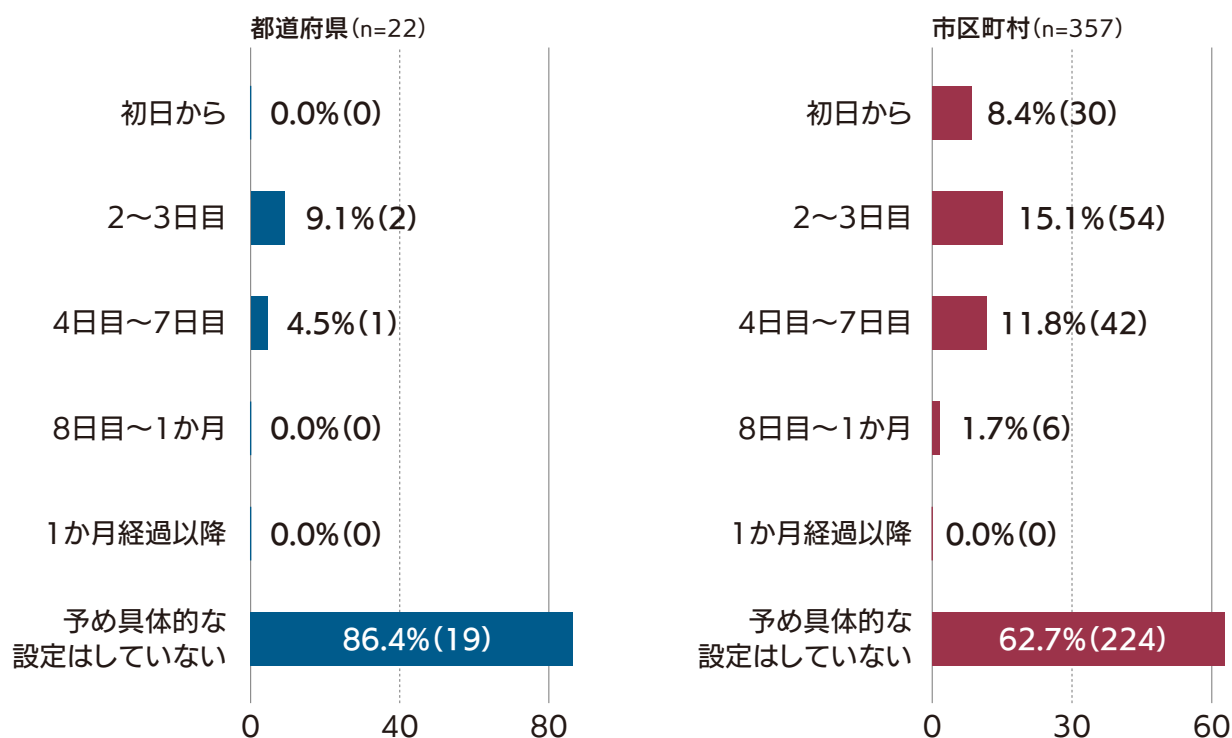
【1】一定期間経過後の食事の質の確保について、備蓄食料以外の食事の提供方法（メニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保、要配慮者（咀嚼機能低下者、疾病上の食事制限者、食物アレルギーを有する者等））について定めているか（いずれか1つ）



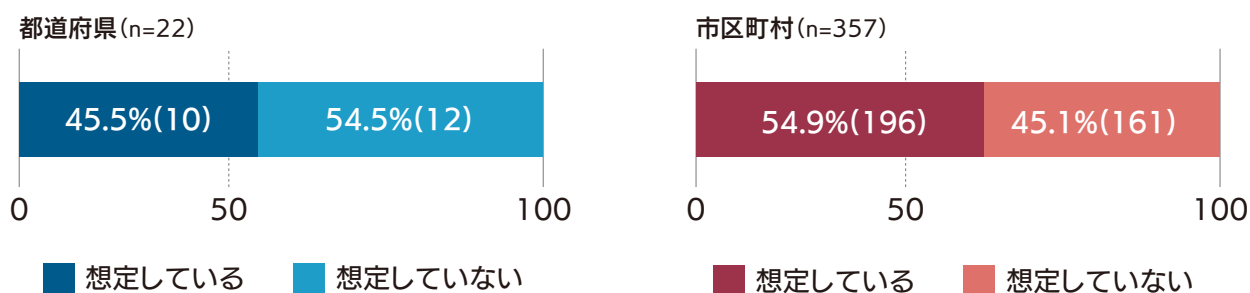
【2】（【1】で「定めている」を選択した場合）、どのような方法か（あてはまるもの全て）



【3】（【1】で「定められている」を選択した場合）、
何日目からの提供を想定しているか（いずれか1つ）



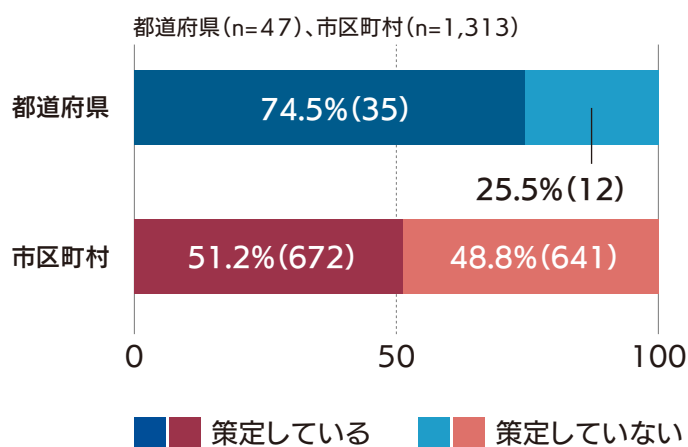
【4】（【1】で「定められている」を選択した場合）、
学校給食施設の利活用を想定しているか（いずれか1つ）



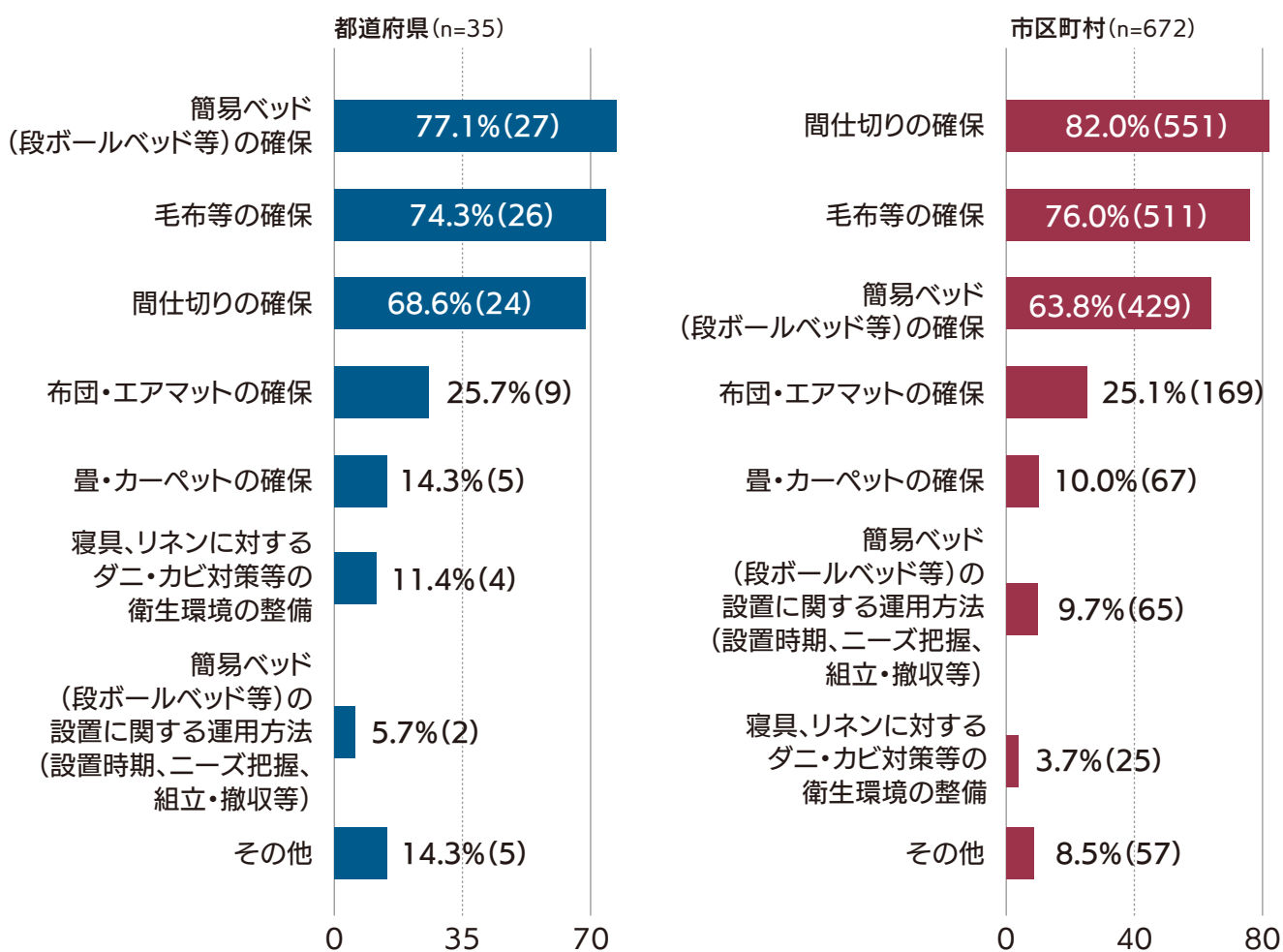
寝床・プライバシー

マニュアルの策定について

【1】 寝床及びプライバシーの確保に関する計画・マニュアル等を策定しているか
(いずれか1つ)

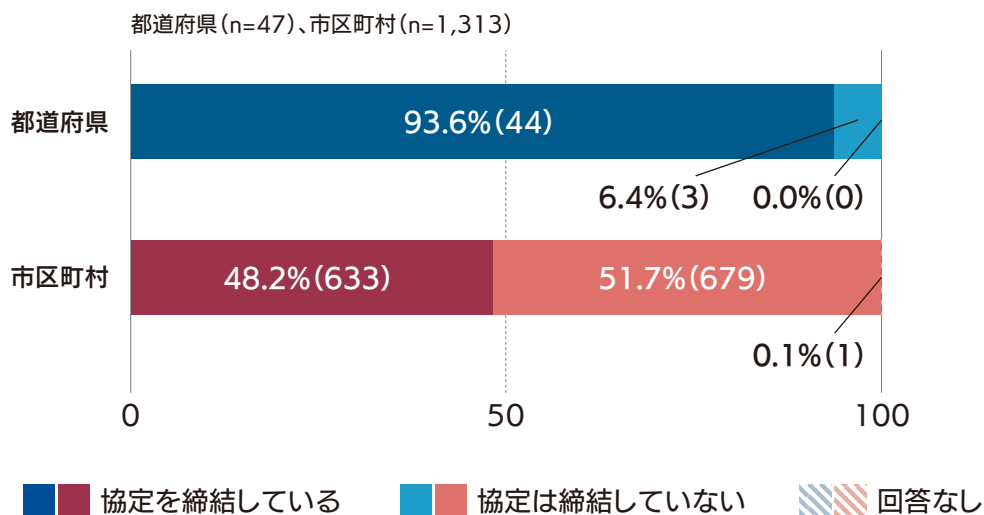


【2】（【1】で「策定している」を選択した場合）、どのような項目を記載しているか
（あてはまるもの全て）

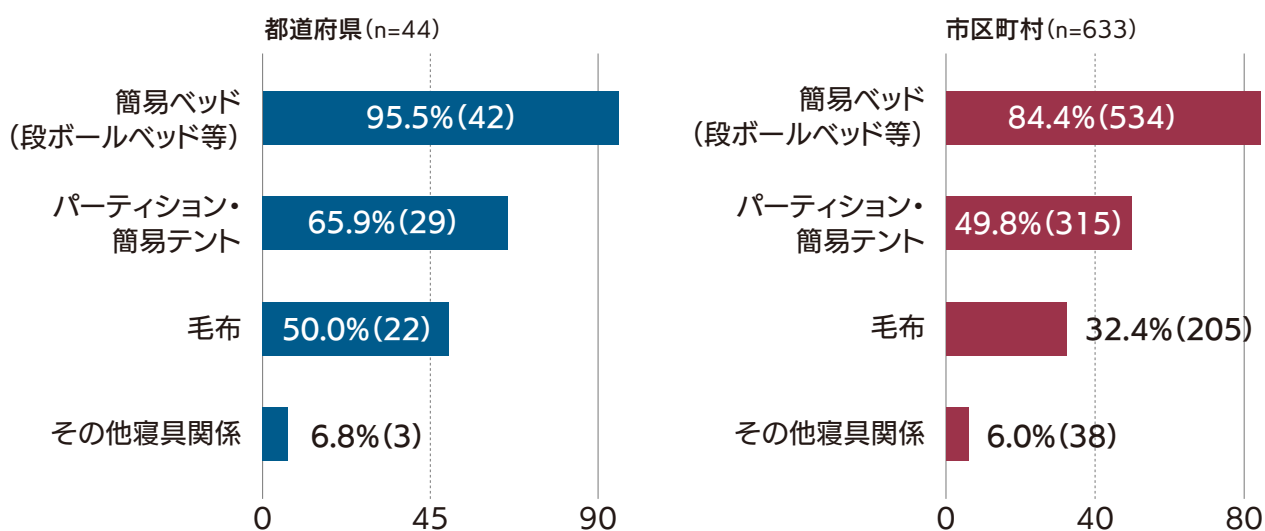


協定の締結について

【1】簡易ベッド(段ボールベッド等)、パーティション等の調達について 関係団体や事業者と協定を締結しているか(いずれか1つ)

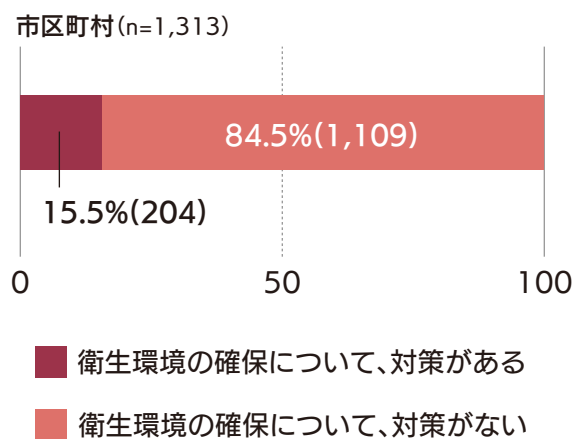


【2】(【1】で「設定している」を選択した場合)、調達物資は何か(あてはまるもの全て)

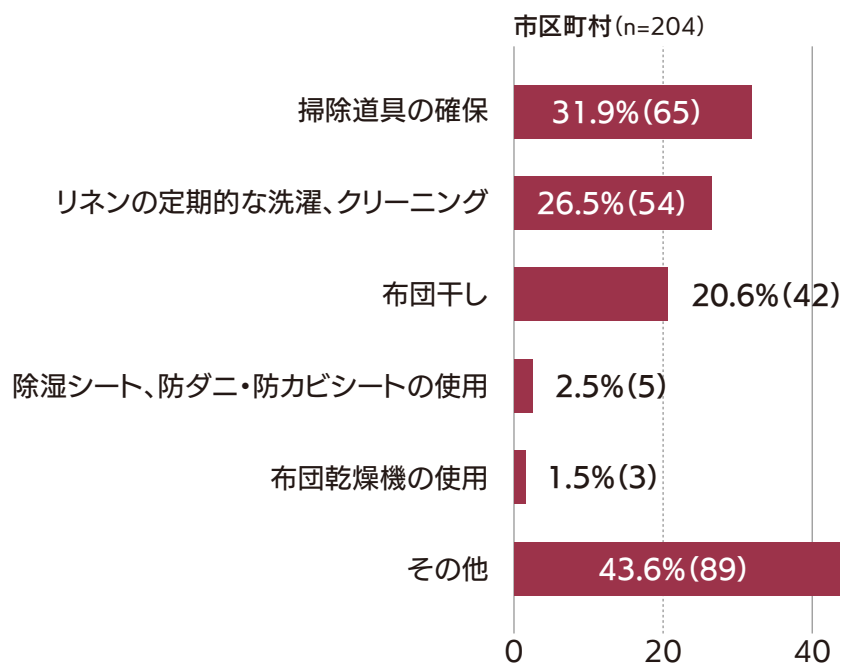


衛生環境の確保について

【1】 避難所での生活が長期化した場合に備え、毛布、布団、リネンに対するダニ・カビ対策等、衛生環境の確保について、対策はあるか(いずれか1つ)



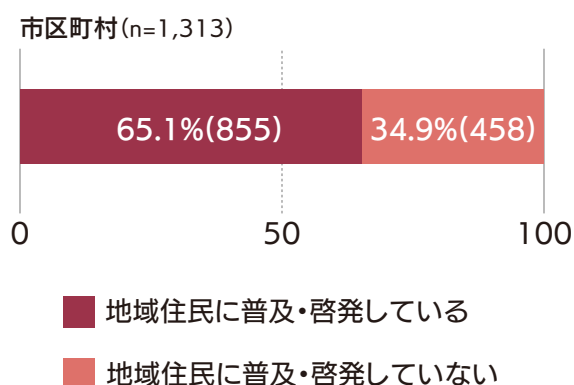
【2】 (【1】で「対策がある」を選択した場合)、どのような対策か(あてはまるもの全て)



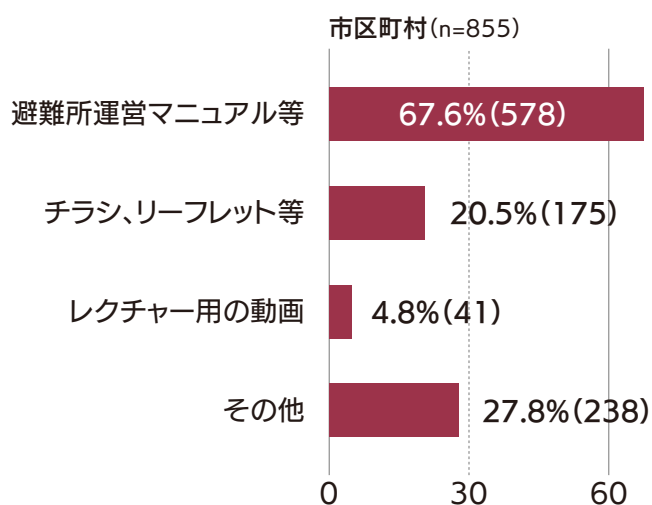
住民への周知

住民への周知について

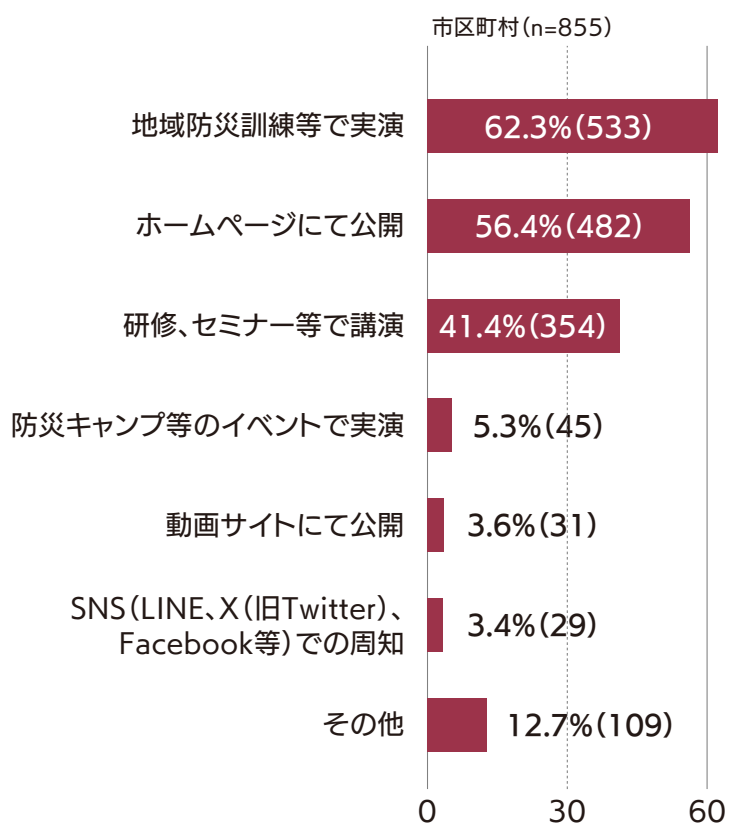
【1】 避難所の運営方法や役割について、地域住民へ普及・啓発しているか
(いずれか1つ)



【2】 (【1】で「啓発している」を選択した場合)、何で普及・啓発しているのか
(あてはまるもの全て)



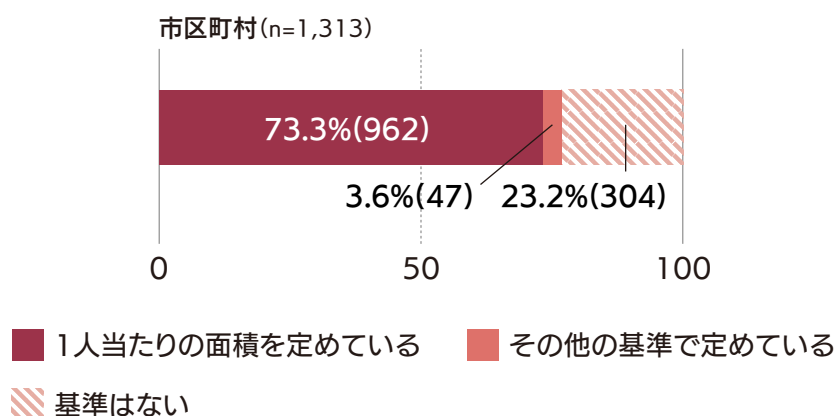
【3】（【1】で「啓発している」を選択した場合）、どのように普及・啓発しているのか
（あてはまるもの全て）



収容人数（一般避難所の確保）

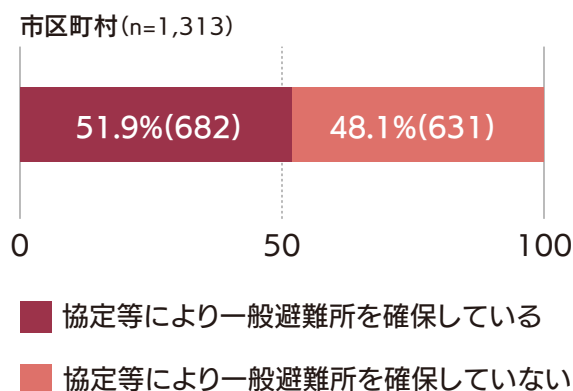
面積の取り決めについて

【1】 一般避難所における1人当たりの面積を定めているか(いずれか1つ)

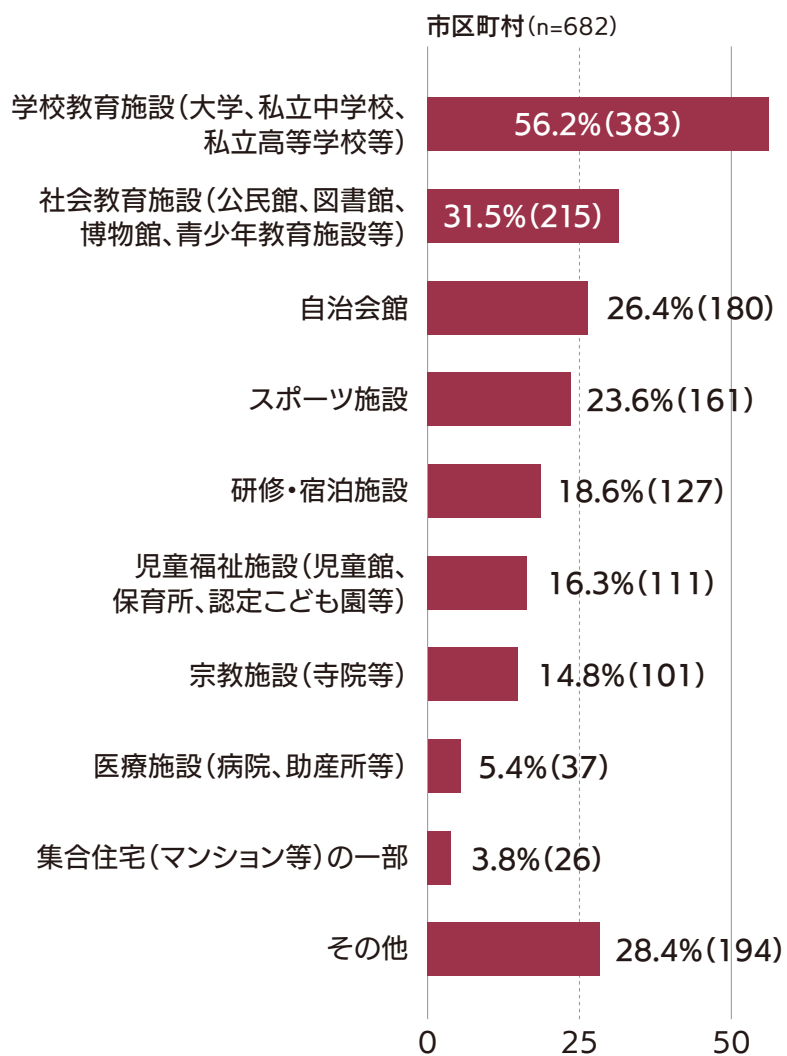


一般避難所の確保について

【1】 協定等により一般避難所を確保しているか(いずれか1つ)



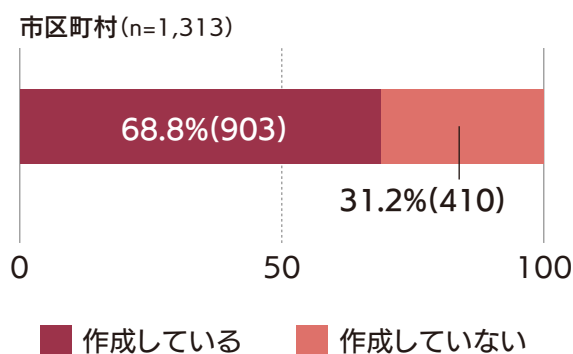
【2】（【1】で「確保している」を選択した場合）、どのような施設種別か
（あてはまるもの全て）



避難所機能・レイアウト

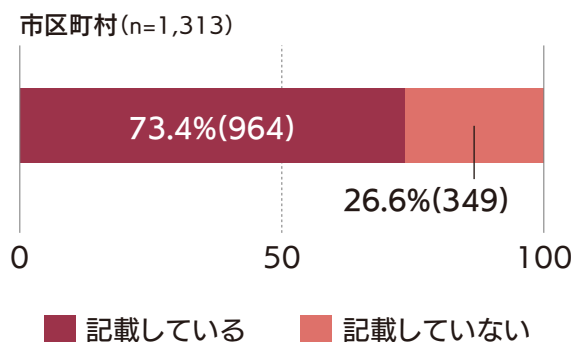
レイアウト図の作成状況について

【1】 避難所のレイアウト図を作成しているか(いずれか1つ)

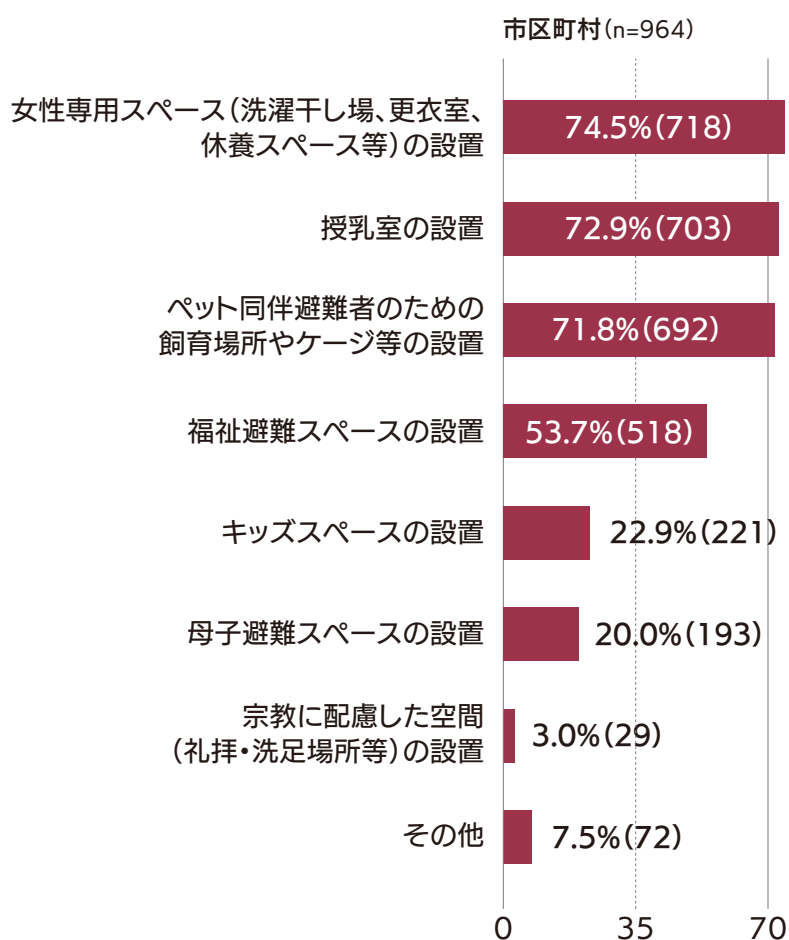


運営マニュアル等について

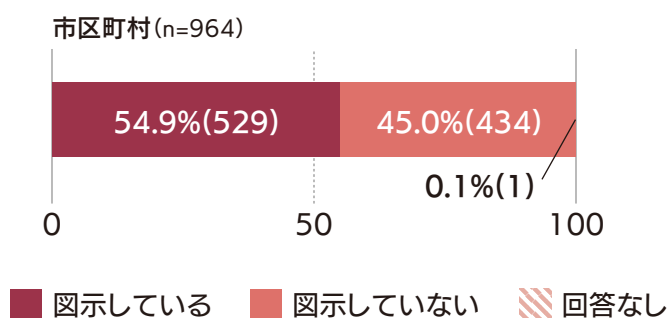
【1】 一般避難所における女性や高齢者、障害者、外国人等のための機能、ペット同伴避難のための対策等を避難所運営マニュアル等へ記載しているか(いずれか1つ)



【2】（【1】で「記載している」を選択した場合）、どのような項目か（あてはまるもの全て）

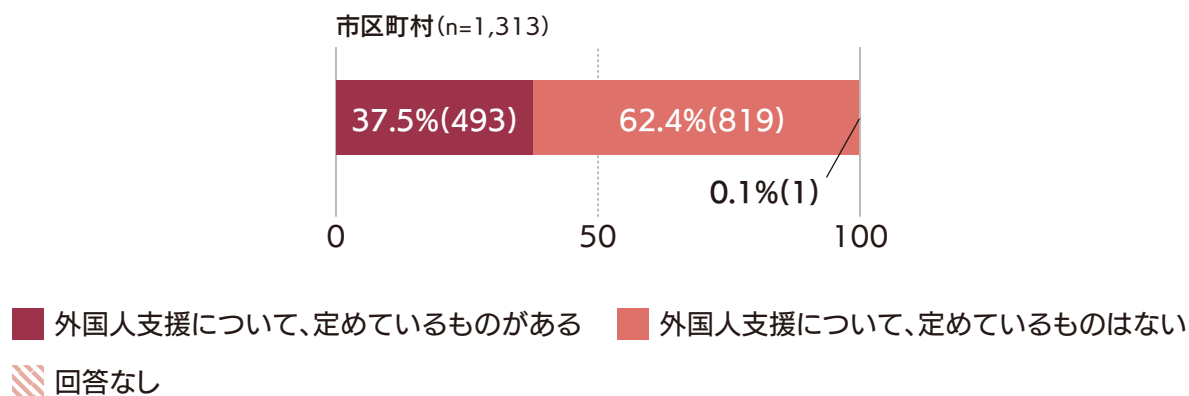


【3】（【1】で「記載している」を選択した場合）、更にレイアウト図へ図示しているか（いずれか1つ）

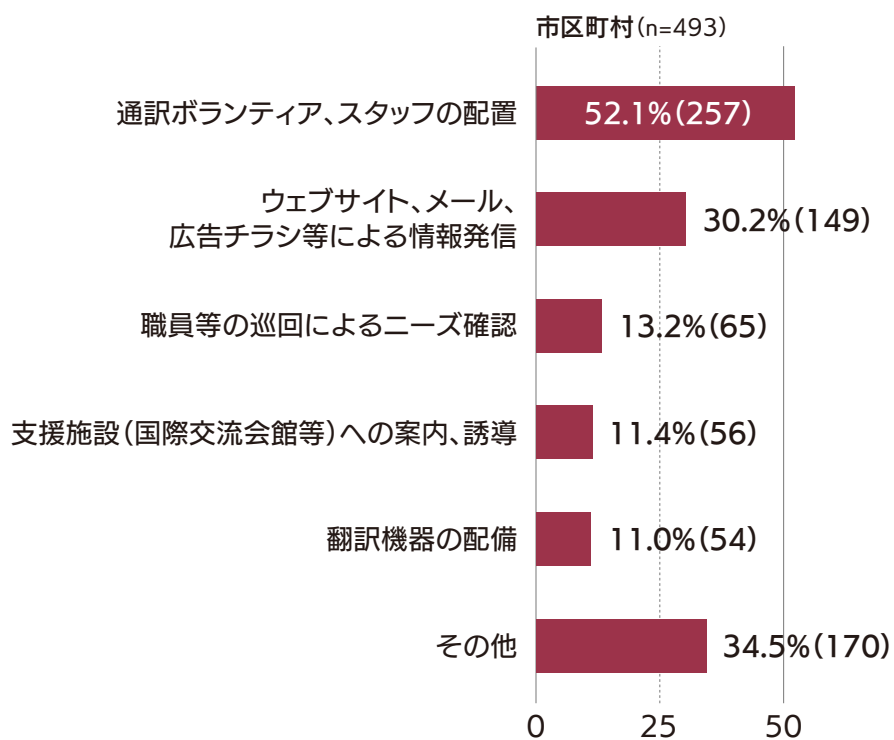


外国人への支援について

【1】 発災後、避難所にいる外国人への支援について、定めているものがあるか (いずれか1つ)



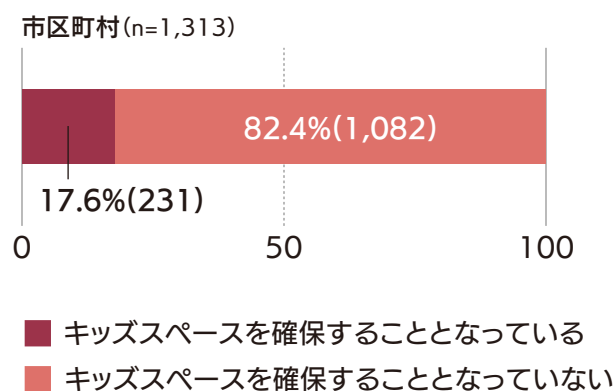
【2】 (【1】で「定めているものがある」を選択した場合)、どのような内容か (あてはまるもの全て)



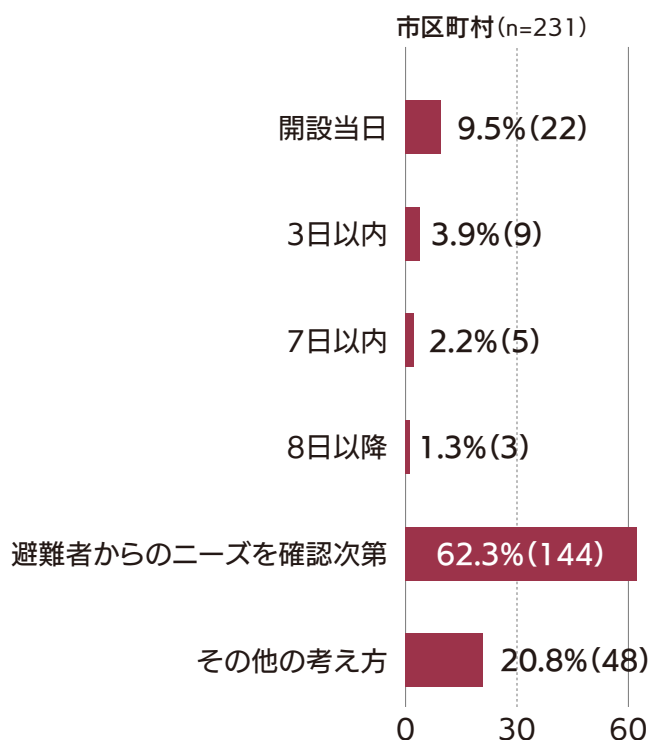
子どもの支援について

※形式は問わないが、マニュアル等ヘッドキュメント化されていることを条件とする。

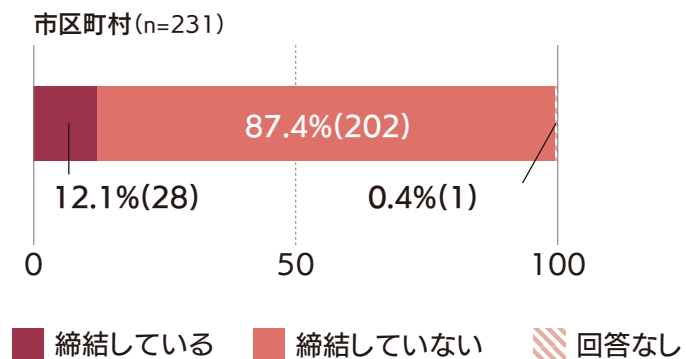
【1】 キッズスペースを確保することとなっているか(いずれか1つ)



【2】 (【1】で「確保することとなっている」を選択した場合)、いつ設置するか(いずれか1つ)



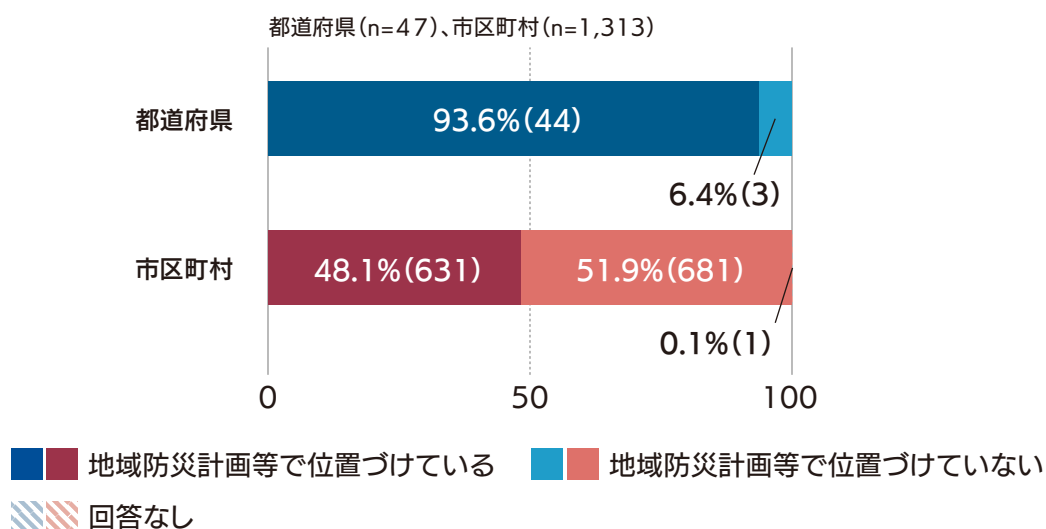
【3】（【1】で「確保することとなっている」を選択した場合）、
関係団体との物資支援や子どもの遊び場支援等に関する協定等は
締結しているか(いずれか1つ)



ホテル・旅館

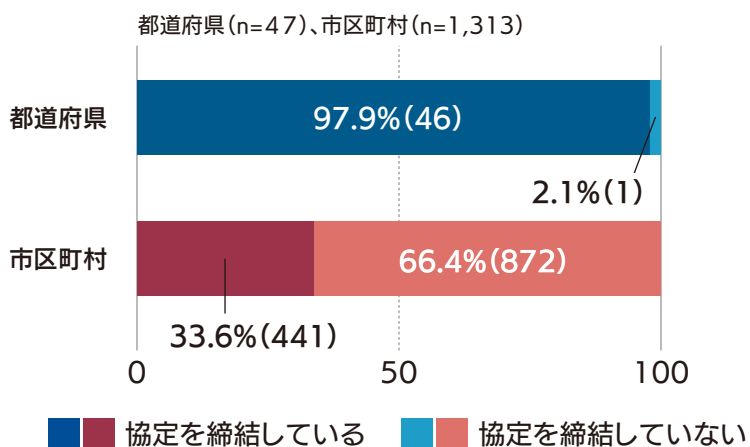
位置づけについて

【1】 ホテル・旅館の活用を地域防災計画等で位置づけているか(いずれか1つ)



協定の締結について

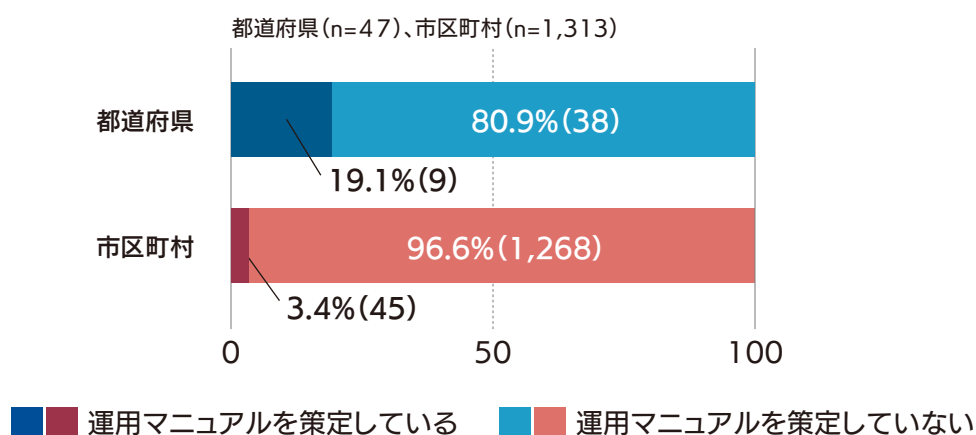
【1】 ホテル・旅館の活用について、業者、団体等との協定を締結しているか(いずれか1つ)



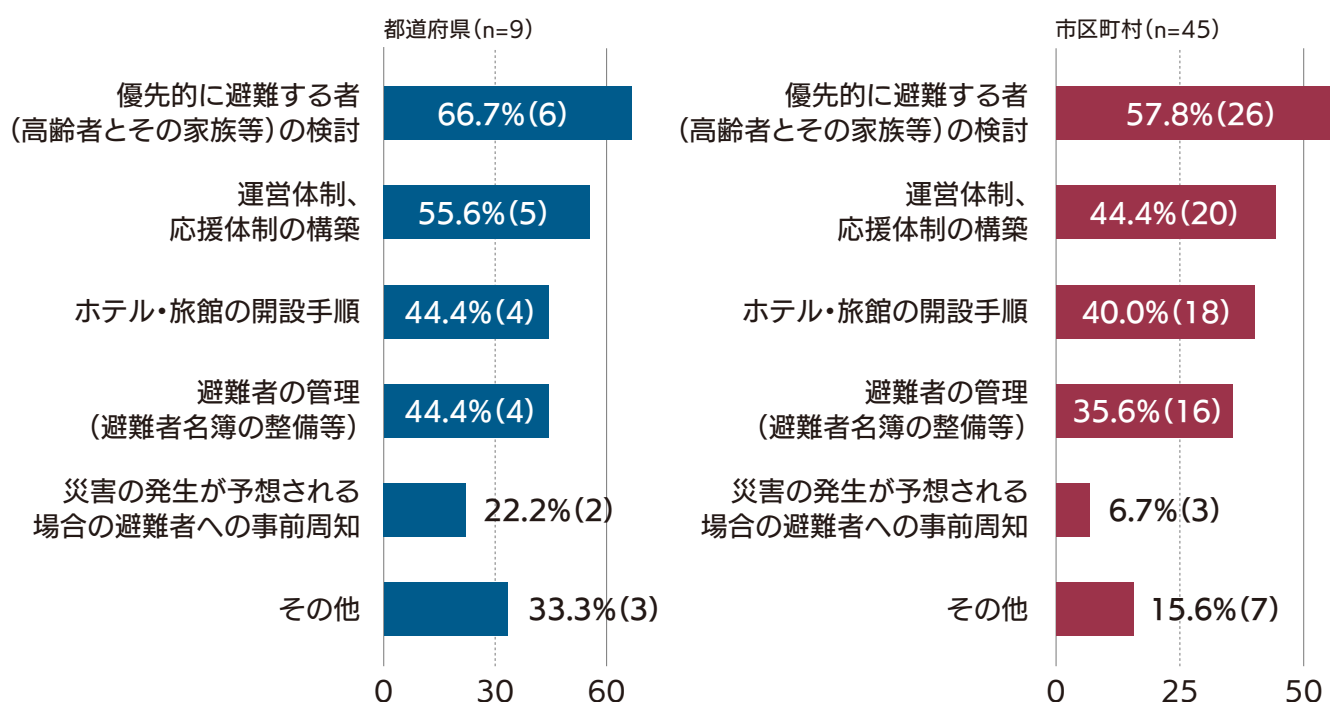
マニュアルの策定について

【1】 ホテル・旅館について、具体的な運用方法を記載したマニュアル等を策定しているか(いずれか1つ)

※避難所運営マニュアルの中で記載している場合も「運用マニュアルを策定している」を選択

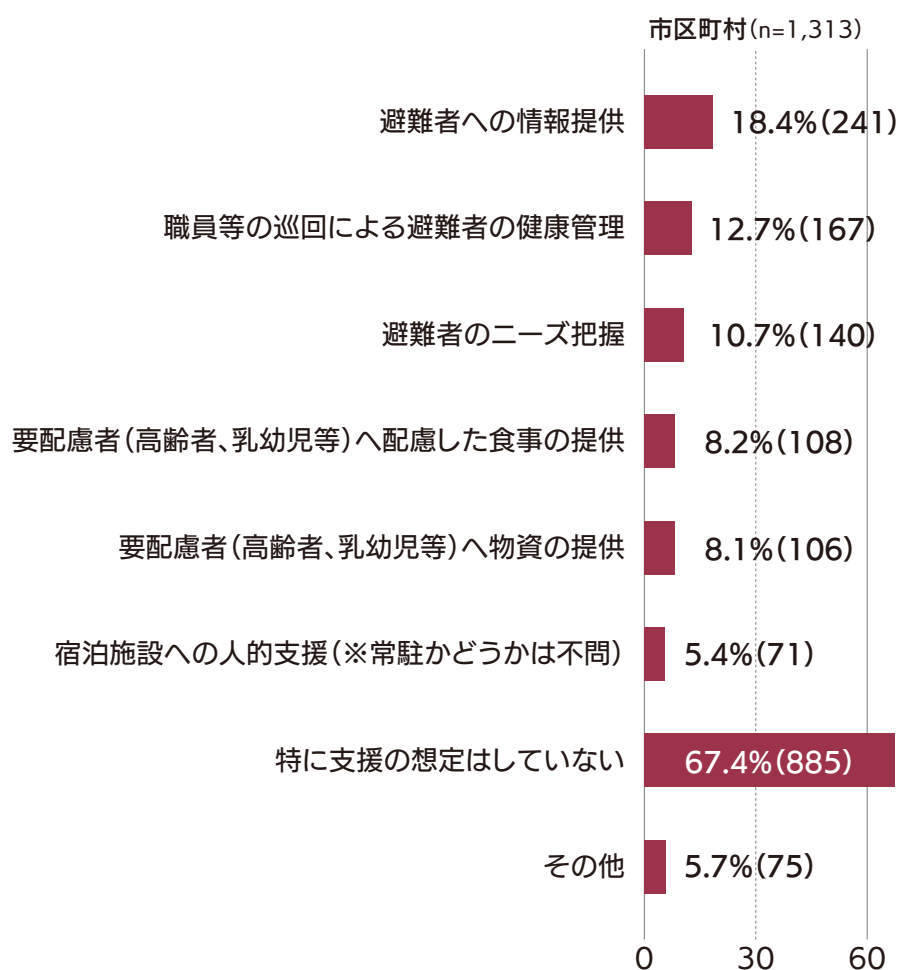


【2】 (【1】で「策定している」を選択した場合)、どのような内容を記載しているか(あてはまるもの全て)



04. ホテル・旅館への避難者への支援について

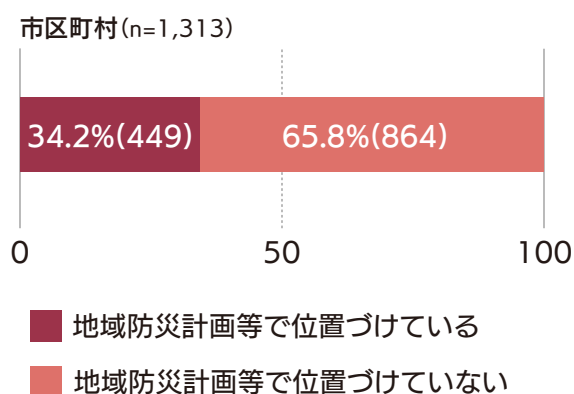
【1】 ホテル・旅館への避難者に対し、どのような支援を想定しているか (あてはまるもの全て)



車中泊避難者

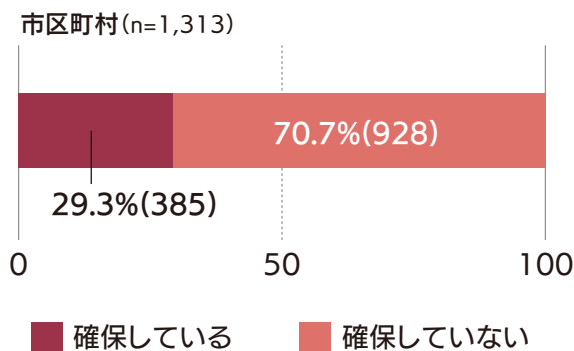
01. 位置づけについて

【1】 車中泊避難者の支援について地域防災計画等で位置づけているか(いずれか1つ)

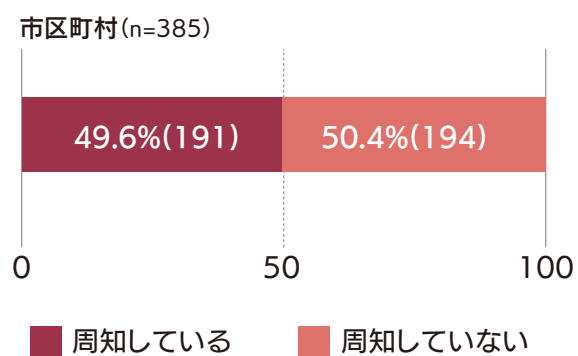


02. 車中泊の場所について

【1】 車中泊避難者が車中泊できる場所を予め確保しているか(いずれか1つ)



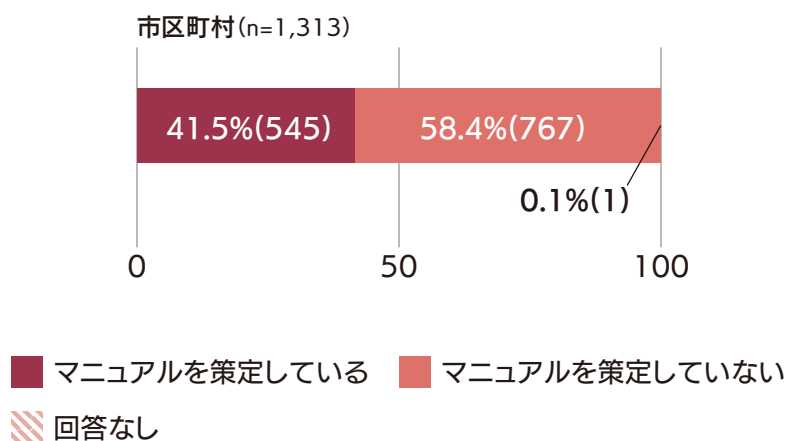
【2】（【1】で「確保している」を選択した場合）、場所について住民へ周知しているか
（いずれか1つ）



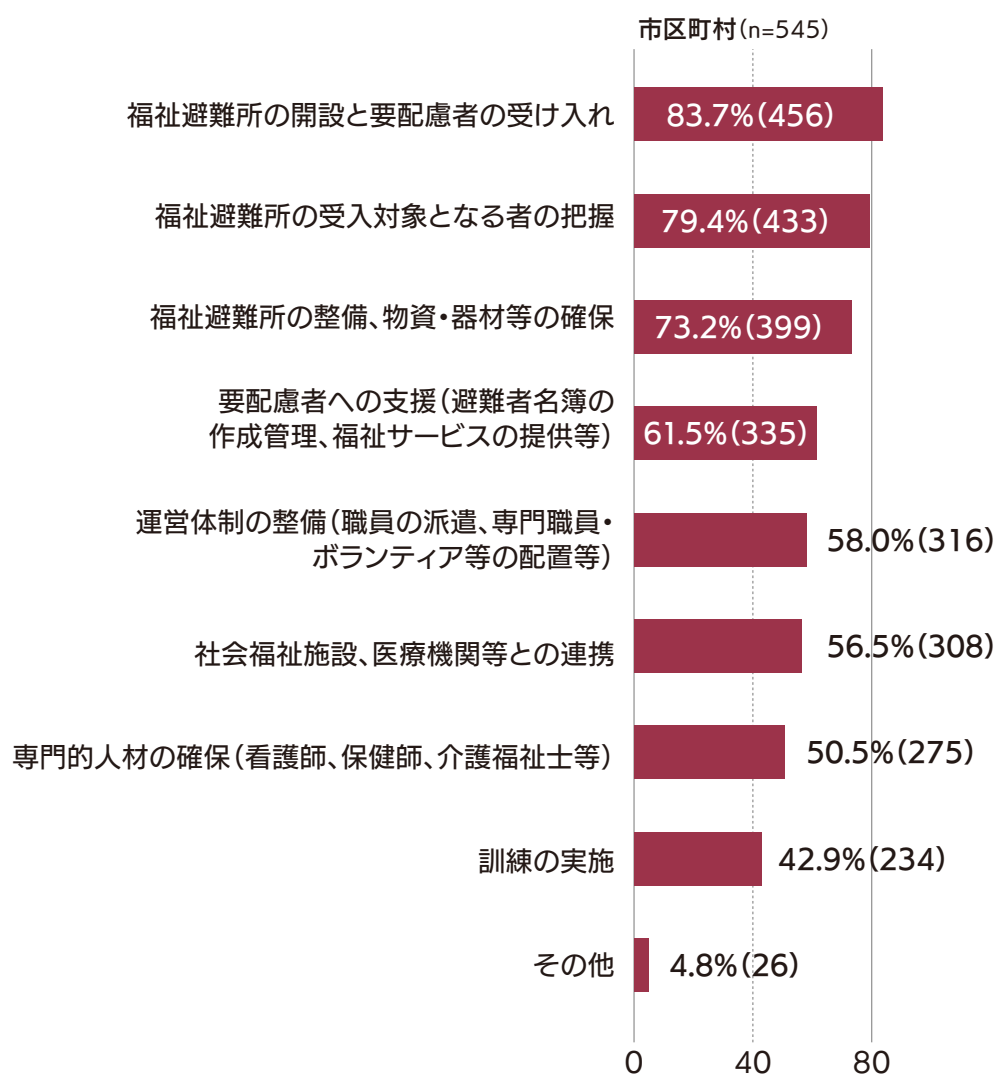
福祉避難所・福祉避難スペース

01. マニュアルの策定について

【1】 福祉避難所の運営に関するマニュアル等を策定しているか(いずれか1つ)

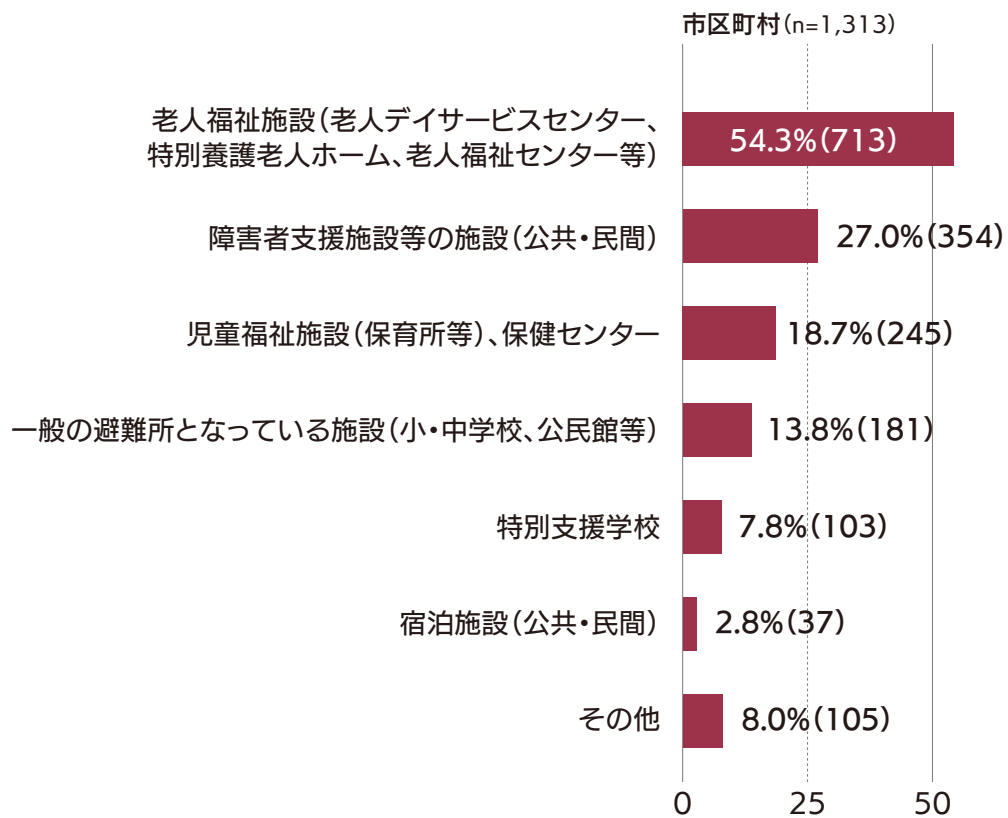


【2】（【1】で「策定している」を選択した場合）、どのような内容を記載しているか
（あてはまるもの全て）

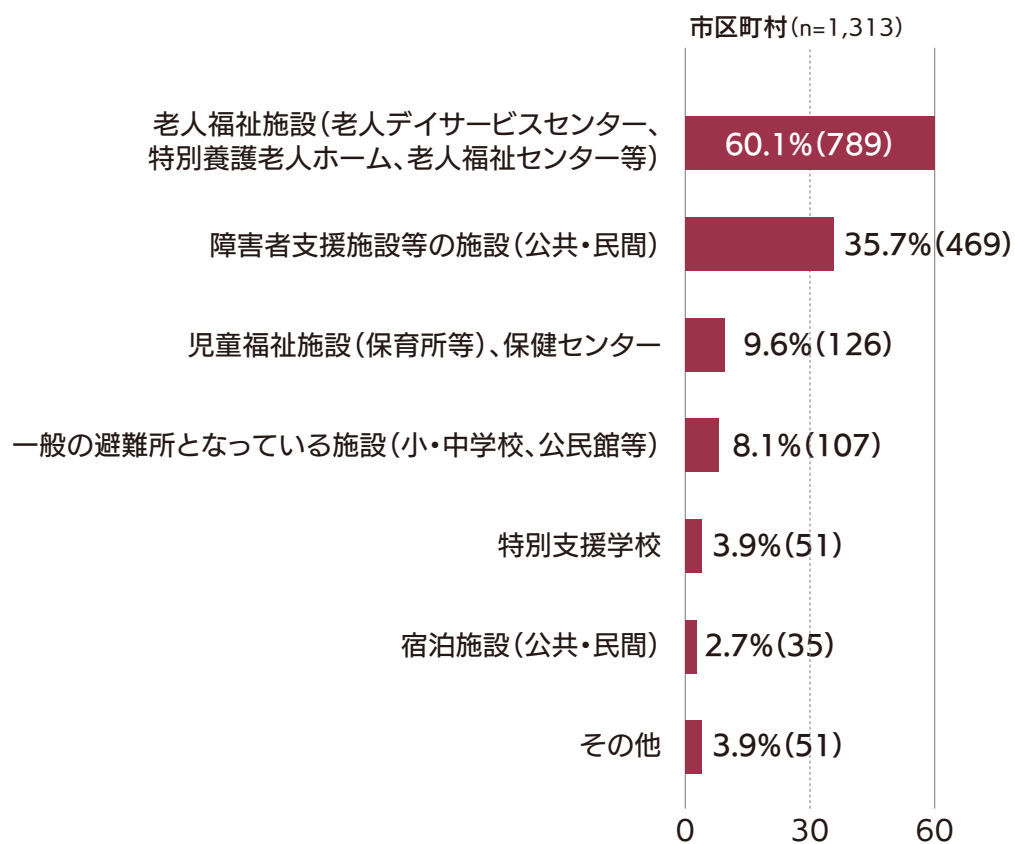


02. 福祉避難所の確保について

【1】 どのような施設を指定福祉避難所として確保しているか(あてはまるもの全て)

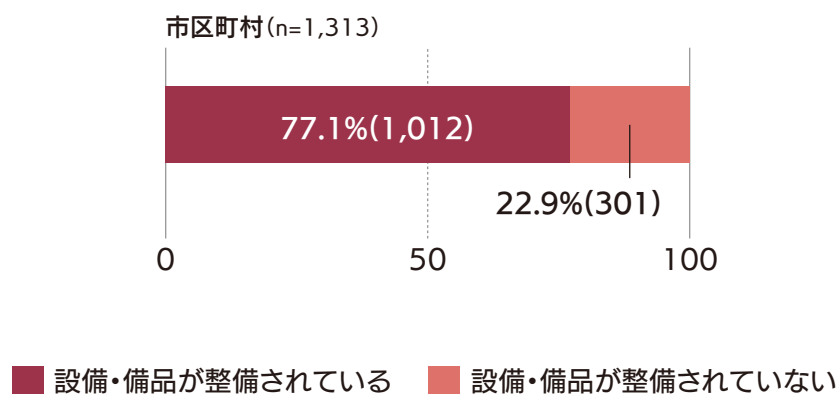


【2】どのような施設を協定型福祉避難所として確保しているか(あてはまるもの全て)

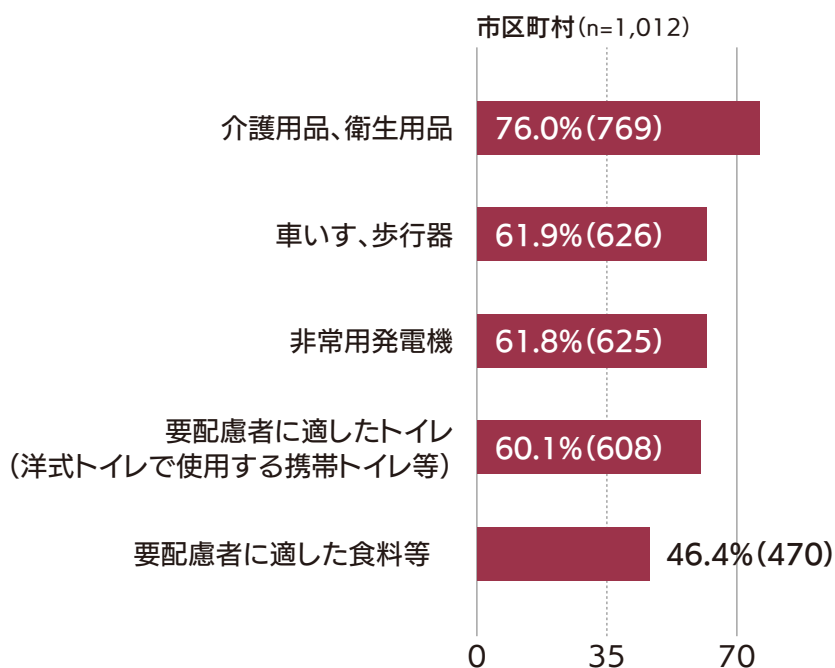


03. 要支援者のための設備等について

【1】 要支援者のための設備・備品が整備されているか(いずれか1つ)

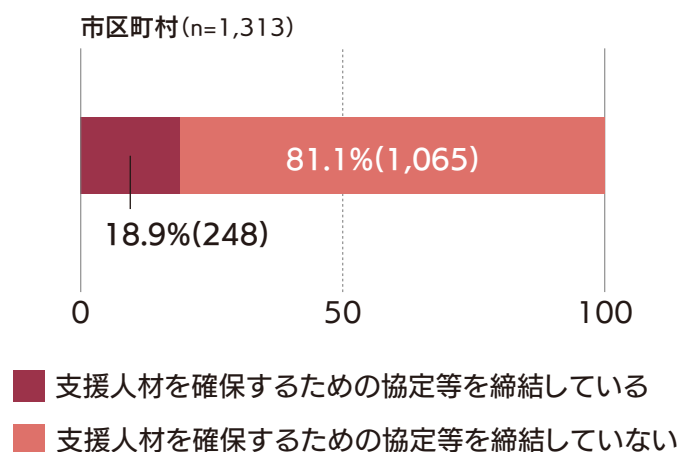


【2】 (【1】で「整備されている」を選択した場合)、どのような設備・備品があるのか (あてはまるもの全て)

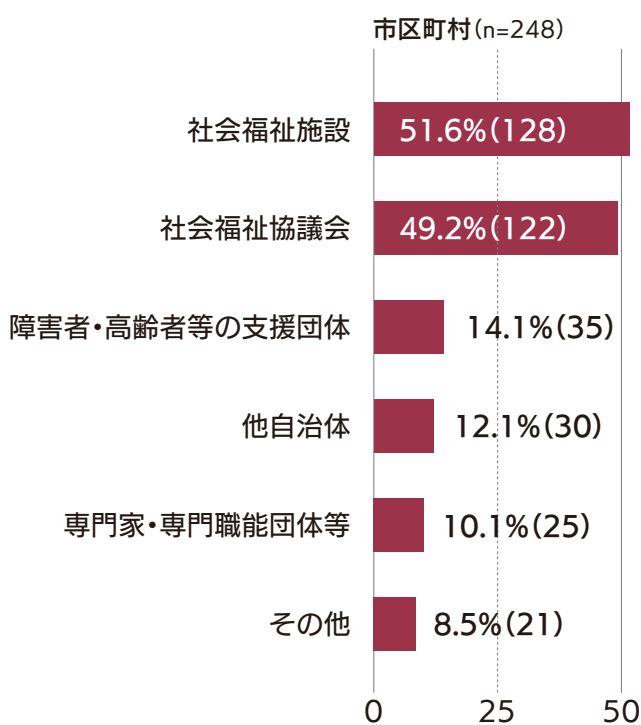


04. 協定の締結について

【1】 福祉避難所を運営するにあたり、専門職を中心とした支援人材を確保するための協定等を締結しているか(いずれか1つ)

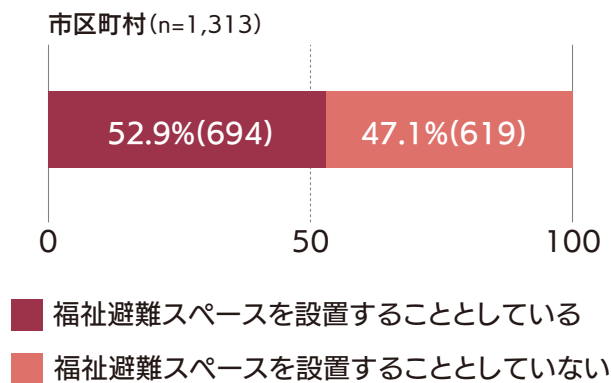


【2】 (【1】で「締結している」を選択した場合)、協定等の締結先はどこか(あてはまるもの全て)

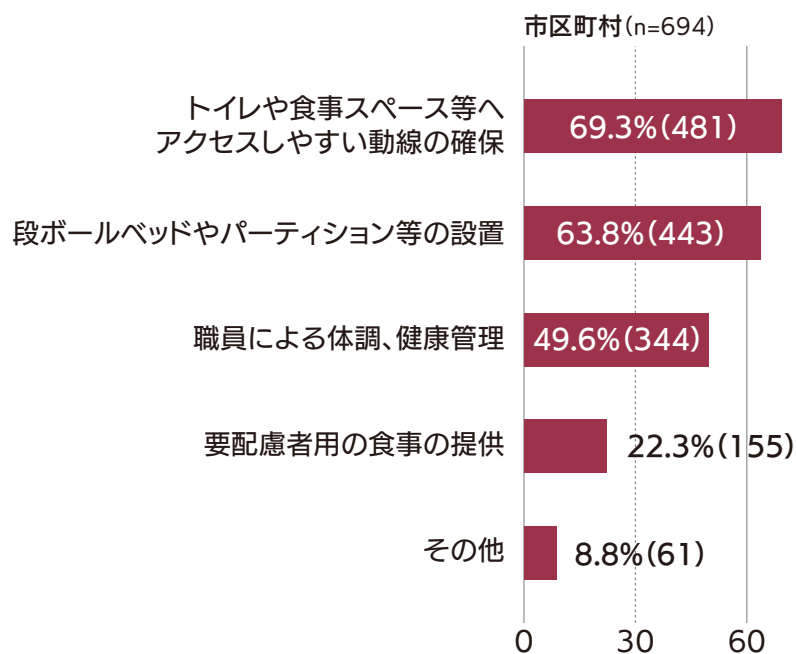


05. 一般避難所の福祉スペースの確保について

【1】 高齢者や障害者が一般避難所に避難した場合、福祉避難スペースを設置することとしているか（いずれか1つ）



【2】（【1】で「設置することとしている」を選択した場合）、どのような機能や対応を想定しているか



避難所における 生活環境向上に向けた 取組事例

1

体制整備

避難所ごとの運営マニュアル作成の啓発

平成30年7月豪雨では、河川氾濫や土砂崩れが発生し、愛媛県内においても甚大な被害が発生した。一部の地域では中長期的な避難所運営が必要となり、プライバシーの確保や女性職員の配置、要配慮者の特性に応じた処遇など、愛媛県の中でも避難所運営に関する様々な課題が報告された。

そこで、愛媛県では、避難所の運営体制の強化や早期避難の重要性の認知度向上といった地域防災力の向上を図ることを目的として、4つの市町や地域の協力を得て、地域住民が地域の実情に合った「避難所ごとの運営マニュアル」の策定に取り組み、その過程も含めた成果をYouTubeに公開した。

取組の内容

マニュアルの策定支援に際しては、地域の選定や研修会等の会議資料の作成、運営を含め、全般に愛媛大学と連携(委託)し取組を進めた。

策定支援の地域選定にあたっては、多種多様な施設が避難所として指定されることを鑑み、中山間地で土砂災害の危険が伴う地域、大規模な地震を想定した避難所、高校と地域の連携づくりを推進する地域など類型化し選定した。

マニュアル策定では、行政・学識者と住民・施設管理者のコアメンバーによる事前会議を行い、地域の災害リスク、備蓄品、防災活動状況等の確認を行った上で、地域住民等を交えてワークショップを開催した。

ワークショップは、地域実情の分析や災害リスクの周知、タイムラインの策定、避難所の利用計画・レイアウトの確認、生活ルールの確認などの意見交換を行い、マニュアルに記載する項目を検討し、その結果を整理し、運営マニュアルに反映した。

運営マニュアルには、避難所ごとの運営マニュアル作成の戦略や具体的な作成の流れ、モデル策定した実際のプロセスを資料・動画に取りまとめ、県内市町に送付し、災害に関する研修会においてモデルとなった市町による事例発表を行うなど、地域住民が主体となるマニュアル作成の促進に向けた取組を行った。



取組の効果

取組によって、令和5年10月1日時点で、県内市町20市町中、15市町が避難所ごとの運営マニュアルの策定を行っている。愛媛県では、未策定の市町も含め、今後も各市町の策定を促進していくと考えている。

デジタルを活用した避難所運営の推進

避難所開設時には、避難者の誘導だけでなく、避難者の情報登録や定期的な情報集計・共有、備蓄物の管理など多くの作業が発生する。

そこで、都城市では、デジタルを活用した効率的な避難所の管理・運営を行う取組「デジタルケア避難所構築事業」を推進している。この取組では、自治体職員の業務効率化と地域住民の安心・安全を両立させるとともに、デジタル弱者も含めて、誰一人取り残されないよう配慮した避難所の実現を目指している。

取組の内容

避難所での入所受付がスムーズになるよう「避難所管理システム」を導入し、これまで紙を用いていた避難所の受付が、マイナンバーカード等の身分証や、事前に世帯情報等を登録して発行したQRコードをタブレットで読み込んで受付できるようになった。これにより、混雑が予想される避難所でもスムーズに避難受付ができ、避難される方の効率的な把握と、避難者の負担が軽減された。

また、避難所管理システムの導入で住民が避難所の混雑状況をインターネットを使いリアルタイムに確認できるようになった。令和5年11月には、都城市五十市地区で実施した都城市総合防災訓練にて、地域住民や地区の中学生へ向けて、避難所運営体験の中で避難所管理システムの説明と入所手続きの訓練等を実施した。

併せて、都城市では避難所にWi-Fi環境を整備する取組も進めている。平時から指定避難所に、Wi-Fi設備の導入を行い、災害時にはWi-Fiを開放することで、安否発信や情報収集に活用することを想定している。これらデジタル化の整備を通じて、避難所の運営者、避難者ともに必要な環境整備に取り組んでいる。



取組の効果

都城市では、避難所管理をデジタル化することで、時間削減効果は最大8割を実現し、避難状況及び救援物資等の連絡調整にかかる職員の業務も軽減できている。加えて、避難所側の伝達時間の削減も大きな効果となっている。

いざ災害が起きたときにスムーズに避難所の開設・運営ができるよう、デジタルを活用した避難所の推進、住民への周知を進めていきたいと考えている。

男女共同参画の視点を踏まえた避難所の体制整備

吹田市では、避難所の運営に当たっては、女性や子育て家庭にとって、避難生活を少しでも安心・安全なものとし、被災者の肉体的・精神的負担を緩和することが重要であり、東日本大震災の経験等から、男女共同参画の視点が欠かせないものと考えている。

そこで、吹田市では、マニュアルの作成指針に男女共同参画の視点を取り入れた上で、情報誌を活用して市民へ男女共同参画の視点の理解促進等発信を行っている。

取組の内容

吹田市は、市で作成したマニュアル作成指針を基に各避難所で施設管理者に避難所運営マニュアルの作成を促しつつ、指針自体を各避難所に配備し、避難所で活動する職員が災害時に活用できるようにしている。

また、吹田市地域防災リーダー育成講習を実施し、講習修了者が中心となって各地域における防災意識の啓発・防災活動を活性化することを目的とするとともに、講習内で女性視点での被災経験を伝えることができる講師（語り部等）の設定や男女共同参画センターと連携した広報により女性の受講者増加を図っている。

令和4年度には内閣府主催の避難生活支援リーダー／サポーター研修モデル研修を吹田市で実施し、吹田市地域防災リーダーや自主防災組織構成員、避難所で活躍していただくことが予想される災害時応援協定先の方々に参加し、男女共同参画の視点を含めた避難生活環境向上のためのスキルを身につけることができた。

VIII. チェックリスト・様式

VIII-1 男女共同参画の視点からのチェックシート

(別添)

避難所チェックシート

- ◆ 避難所の開設・運営においては、男女のニーズの違いや子育て家庭等のニーズに配慮することが必要です。
- ◆ 女性、子ども・若者、高齢者、障がい者等の多様な主体の意見を踏まえた避難所運営を行うため、管理責任者や自治的な運営組織の役員には男女両方が参画します。

女性や子育て家庭に配慮した避難所の開設

- ☐ 異性の目線が気にならない物干し場、更衣室、休憩スペース等
- ☐ 授乳室
- ☐ 間仕切り用パーティションの活用
- ☐ 乳幼児のいる家庭用エリア
- ☐ 単身女性や女性のための世帯用エリア
- ☐ 安全で行きやすい場所の男女別トイレ（鍵を設置）・入浴設備の設置
（仮設トイレは、女性用を多めにすることが望ましい）
- ☐ ユニバーサルデザインのトイレ
- ☐ 女性トイレ・女性専用スペースへの女性用品の常備

男女共同参画の視点に配慮した避難所の運営管理

- ☐ 管理責任者への男女両方の配置
- ☐ 自治的な運営組織の役員への女性の参画の確保
（女性の割合は少なくとも3割以上を目標にする）
- ☐ 女性や子育て家庭の意見及びニーズの把握
（民間支援団体等の協力によるニーズ調査、意見箱、女性リーダーによる意見の集約等）
- ☐ 女性用品（生理用品、下着等）の女性の担当者による配布
- ☐ 避難者による食事作り・片付け、清掃等の役割分担
（男女を問わずできる人が分担し、性別や年齢によって役割を固定化しない）
- ☐ 相談体制の整備、専門職と連携したメンタルケア・健康相談の実施
（個室やパーティション等を活用し、プライバシーを確保したスペースで実施）
- ☐ きめ細かな支援に活用できる避難者名簿の作成及び情報管理の徹底
（氏名、性別、年齢、支援の必要性（健康状態、保育や介護を要する状況等）、外部からの問合せに対する情報の開示・非開示の可否、等）
- ☐ 配偶者からの暴力の被害者等の避難者名簿の管理徹底
- ☐ 就寝場所や女性専用スペース等の巡回警備、暴力を許さない環境づくり
- ☐ 防犯ブザーやホイッスルの配布
- ☐ 不安や悩み、女性に対する暴力等に対する相談窓口の周知、男性相談窓口の周知

平常時にしておくべきこと

- ・ 男女共同参画の視点に配慮した避難所の開設・運営の在り方について、地域防災計画や避難所運営マニュアル等に記載しておくとともに、平常時において、指定避難所とその地域の住民等による組織を作り、訓練等を通じ、災害時に避難所を円滑に開設・運営できるようにしておくことが必要です。

48

取組の効果

吹田市では、住民に対して、男女共同参画の視点を含めた避難所の生活環境向上にかかる知識の定着を図ることができたため、今後はマニュアルに則した避難所開設訓練の実施や、避難所運営を担う自主防災組織へ男女共同参画の視点を取り入れた啓発を進めていきたいと考えている。

女性の視点を踏まえた避難所運営マニュアルの整備

災害時の避難所では、女性の生活スペースの配置を工夫する等して、女性や子どもへの性暴力・DVを含めた暴力の防止を行うことや、女性用品を確保すること等、女性視点を踏まえた配慮が必要となる。

そこで、甲斐市では、男女共同参画事業の一環として、女性の視点を取り入れた避難所運営の留意点を紹介したマニュアル「女性の視点を取り入れた避難所運営の取り組みについて(令和4年)」を避難所マニュアルとは別に作成し、自治会等へ展開を行っている。

取組の内容

甲斐市男女共同参画推進委員会において、「災害対策」をテーマに研究を進める中で、避難所の運営に対して男女共同参画の視点を取り入れる必要性を市民に周知することの重要性が示され、マニュアル作成に至ることとなった。

マニュアルでは、実際の過去に災害で被災した被災者の意見を紹介した上で、具体的な対策例、避難所

チェックシートを掲載しており、作成したマニュアルは、市内の自治会長や市女性団体連絡会の学習会で配布しているほか、甲斐市男女共同参画推進委員会において、小学生の親子を対象とした防災教室を開催し、家族で災害対策を考える中でマニュアルを活かしてもらえるように伝えている。

避難所チェックシート

- ☐ 男女一緒に行う防犯体制(巡回警備、暴力を許さない環境づくり)の整備
- ☐ 啓発ポスターや女性専用スペースに相談カードの設置
- ☐ 照明の増設
- ☐ 就寝場所、女性専用スペース、車中泊(駐車場)等への巡回
- ☐ 間仕切り、パーティションが高い場合の個室の定期確認
- ☐ 防犯ブザー、ホイッスルの配布
- ☐ 配偶者等からの暴力を受けた被害者の避難者名簿の管理の徹底

「女性の視点を取り入れた 避難所運営の取り組みについて」より一部抜粋して作成

取組の効果

甲斐市は、マニュアルの作成によって、自治会や女性団体において、女性視点の避難所運営への関心が高まり、更なる研修の機会につながり、女性が地域で活躍できる環境づくりにつながっているように感じており、今後も女性の活躍を推進することで、災害時における避難所の生活環境も向上できるように、取組を進めていきたいと考えている。



2 トイレの環境整備

避難所のトイレに関する実践マニュアルを策定

徳島県では、災害時におけるトイレ問題に全县一体で取り組み、快適なトイレ環境を整備し、避難生活の質の向上を図ることで災害関連死ゼロを目指している。

そこで、徳島県では「徳島県災害時快適トイレ計画」を策定した。また、令和4年6月には、避難所におけるトイレの設置方法や衛生管理、トイレの快適性などの具体的な運営方法について「徳島県避難所快適トイレ・実践マニュアル」として取りまとめ公表を行った。

取組の内容

マニュアルは、災害時の避難所でのトイレ設置と運営に関する手順を時系列に沿ってまとめた。

1. 事前対策

市町村には、災害用トイレの必要数を確保し、トイレに関する情報共有シートを作成し、災害用トイレの使用方法に関するポスターの作成を促している。また、避難所の設置運営者には、物資保管場所の確認や訓練などを行うよう促している。

2. 初動期(災害発生から24時間以内)

災害用トイレの設置、衛生管理、快適な環境の維持、清掃方法の整理が行われる。

3. 展開期(災害発生後2日目から約3週間)

仮設トイレの設置とし尿処理、その他の配慮事項が取りまとめられる。

4. 安定期(災害発生後3週間以降)

物資が供給され、高齢者や障害者などの特別なニーズに応じたトイレの改善が行われる。



また、このマニュアルは、防災訓練や実際の災害対応において検証を行い、必要に応じて見直しを行うこととしている。マニュアル作成に当たっては、徳島市と連携し、簡易トイレの設置場所や使用済みの携帯トイレの保管方法なども検証を行った。

取組の効果

県内の全市町村で、トイレ対策に係る総合窓口の設置やトイレ確保・管理計画の策定を達成した。また、これによって市町村の意識が高まり、断水時のトイレ対策における備蓄や協定等の確保も進んだ。

マニュアルの策定により、トイレ本体だけでなく、トイレ周りの衛生・防災用品等の整備が快適なトイレの実践において大切であるという認識が深まり、備蓄が促進されている。そして、要配慮者に対してもニーズに応じたトイレ環境の整備が進んでいる。

トイレカーの導入と災害時相互派遣協定の締結

災害時における避難所等の生活環境の向上や災害関連死防止を図る上で、衛生的で快適なトイレ環境の確保は重要な課題である。

そこで、兵庫県南あわじ市、愛媛県宇和島市、長崎県島原市では、これらの課題に対応するために災害時における避難所等のトイレ対策として、自走式のトイレカーを導入し、相互派遣協定を締結した。

取組の内容

3市において、地震、風水害等の災害が発生した場合に、トイレカーを迅速かつ円滑に相互派遣することを目的に、自治体間協定を締結した。

また、協定を踏まえ、相互交流の一環として、令和5年11月開催の南あわじ市総合防災訓練に宇和島市から2室型トイレカーを派遣した。

さらに、3市は、令和6年能登半島地震において、トイレカーと職員を現地に派遣し、衛生面と快適性を確保したトイレの支援を実施した（宇和島市と島原市は石川県輪島市へ、南あわじ市は珠洲市に派遣）。



取組の効果

3市では、トイレカーを導入したことで、衛生的で快適なトイレ環境を確保できており、また要請があればいつでもトイレカーを連携して派遣できる体制が構築できている。引き続き、災害時の備えとしてトイレカーを活用していくとともに、平素より相互に交流・連携の推進を図りつつ、全国的なトイレカー支援ネットワーク体制の構築に向け、協定を締結する自治体を増やしていきたいと考えている。

3

食事の確保

飲食店組合との専門職による炊き出しの体制の確保

災害時における食料支援は、自衛隊の要請による給食支援、ボランティアやNPO団体等の炊き出し支援、弁当の配食等様々であるが、町は栄養を確保した適温食を安定的に提供する必要がある。

そのため、益城町では、災害時の炊き出しを行う専門職の確保と、炊き出しに必要な資機材及び食材の確保を目的に、益城町料理飲食業組合と協定を締結した。

取組の内容

益城町では、平成28年熊本地震で、継続的な食料支援が必要になった際、避難者の状況やニーズに応じた食事の提供が不十分であった課題等を踏まえ、災害時に、栄養のある適温食の炊き出しを安定的に被災者に提供できるよう、町内の飲食店が加入する益城町料理飲食業組合と協定を結んだ。

料理飲食業組合と協定を結ぶことによって、災害時に組合に加入する調理師免許を有した料理人等の

専門職によって炊き出しを行うことができ、飲食店組合が所有する資機材の貸与を受けたり、飲食店の仕入れルートを活用した食材の確保を行うことができるようになる。

また、協定において、様式も合わせて定めておくことで、災害時において、円滑に支援が実施できるよう体制を整備している。

●協定の概要

支援の範囲	- 避難所での炊き出し及び人員の派遣 - 炊き出しに必要な資機材及び食材の提供
費用	災害救助法の基準を準用し、双方協議
手続き	町は所定様式にて組合に要請（緊急時は電話等で対応）
その他	町は、給食支援に関する車両を、緊急車両又は優先車両として支援

（様式第1号）

年 月 日

益城町料理飲食業組合
組合長 様

益城町長

給食支援要請書

「災害時における給食支援に関する協定」第2条第1項の規定に基づき、下記のとおり給食支援を要請します。

記

1. 炊出し

避難所名	食数	希望日時	備 考
		年 月 日 時 分	
		年 月 日 時 分	
		年 月 日 時 分	
		年 月 日 時 分	

2. 資機材及び食材の提供

品名	数量	納品 希望日時	納品場所
		年 月 日 時 分	
		年 月 日 時 分	
		年 月 日 時 分	

取組の効果

益城町では、協定を締結したことによって、専門職による安定的な適温食の提供と、効率的な資機材の確保・食料の提供が見込まれるようになったため、今後も本協定等を活用した食事支援に取り組んでいきたいと考えている。

食物アレルギーを有する方への食事支援

災害時の食事支援のうち、食物アレルギーを有する者にも配慮することは重要である。

そこで、三原市では災害時に備えて、平時からアレルギー物質(特定原材料等)を使用していない食料品やミルクアレルギーに対応した粉ミルクを備蓄している。

平成30年7月豪雨では、避難所を開設し、断水や物流の停滞が発生したため、食物アレルギーに対応したアルファ米等を被災者に配布した。

取組の内容

三原市では、食物アレルギーを有する者に対して、次の支援を行っている。

1. アレルギー対応食品等の備蓄、 備蓄状況の公開

食物アレルギー対応食品等の備蓄の拡充の観点から、アルファ米に加え、ライスクッキー、アレルギー対応ミルクを備蓄。また、市民に備蓄状況が分かるよう、市のホームページで品名、原材料等を公開した。

3. 食物アレルギーの内容を表示する ビブスの活用

災害時に誤って食物アレルギーに対応していない食料の提供を受けることがないように、食物アレルギーの内容を表示するビブスを準備している。

また、市ではアレルギーの当事者グループと連携し、平時から顔の見える関係性を築くことで、アレルギー対応食の備蓄品を充実させる取組を行っている。加えて、当事者団体に、市が主催する防災訓練等のイベントに協力団体として出展いただき、市民への周知・啓発も推進している。

2. 相談窓口の設置

食物アレルギー疾患を有する方の不安等の解消のため、相談・支援窓口を設置。災害時には食物アレルギー疾患を有する者からの困り事を収集する拠点として活用を想定している。

4. アレルギー疾患の有無の把握

避難所で避難者の情報を把握する「避難者カード」にアレルギー疾患の有無とその詳細な内容を記入する欄を追加した。



取組の効果

三原市では、これらの取組によって、食物アレルギーを有する方が、安心して避難生活を送ることができるようになってきていると考えている。また、食物アレルギーの内容は個人によって様々であるため、製品名等をホームページで公開することによって、食物アレルギーを有する者が家庭での備蓄を進める際の参考にもなっており、今後も当事者グループと連携して取組を継続していきたいと考えている。

4

寢床・プライバシーの確保

開設時からの避難所の寝床環境の整備

平成28年の熊本地震における益城町の避難所では、発災直後は個人のスペース確保が困難で雑魚寝状態となり、発災直後の寝床の質の確保が課題になった。

そこで、益城町では発災後48時間以内に段ボールベッド等を設置することを想定し、段ボールベッド等の災害時優先供給協定の締結や平時の訓練を地域の方と連携して行うなど、寝床の質の確保に向けた取組を進めている。

取組の内容

益城町では、発災後の初動において、設置・撤収に時間や労力を抑えることができる、町で備蓄しているワンタッチパーティション・簡易ベッドの設置を行うこととしている。

災害の規模に応じて、備蓄品で不足する場合は、災害時優先供給協定を結んでいる企業から段ボールパーティション、段ボールベッド等の供給を受けること

としている。

また、発災時の寝床等の設置を含めた避難所開設準備は、地域の方と連携して行うことができるよう、町総合防災訓練において町職員、自主防災組織、防災士等が連携し、開設訓練を行い、訓練の中でパーティションや簡易ベッドの設置を行っている。



取組の効果

避難所用品の備蓄をしておくことで、発災した際に開設時から、パーティションや簡易ベッドを円滑に設置することができ、令和2年の台風では、避難所開設時に約200セットを設置できた。

益城町では、今後も、住民の熊本地震の記憶が薄れないよう定期的な訓練を行っていくことで、住民啓発を行い、生活環境を確保した避難所へ迅速に避難することができるよう支援していきたいと考えている。

5

住民への周知

避難所や在宅避難者等への熱中症予防

災害時には慣れない避難生活によって、熱中症のリスクが高くなる可能性がある。

そのため、宇和島市では平成30年7月豪雨で保健師や栄養士が、避難所や在宅避難者等を訪問し、避難者の健康把握に加えて、熱中症予防の啓発を行った。

取組の内容

平成30年7月豪雨では、避難所に熱中症予防のポスターの掲示やリーフレットの配布や、防災無線等で注意喚起を行い、熱中症リスクが高いと思われる避難者を把握した上で、エアコンや飲料水の確保を行う等、関係機関と連携して環境整備や支援物資の提供を実施した。

また、在宅避難者等にも健康状態の把握・心のケア等を行う際、熱中症予防のリーフレット等を配布し、特に乳幼児や高齢者等の配慮を要する者がいる家庭には、エアコン使用状況等の家庭内の環境確認も行った。さらに、記録誌にこれらの取り組みを記述し、各保健事業や、防災士研修会等で保健師や管理栄養士が健康教育を実施する等、市民への周知を図っている。



取組の効果

宇和島市では、多様な専門職と連携することによって、熱中症対策を含めて被災者の健康管理に寄り添った支援につなげることができたことから、引き続き、平時から避難所における健康管理について周知を進めていきたいと考えている。

避難所でのDV・性被害防止のための啓発

熊本市では、子どもや女性を狙った性暴力、DV(ドメスティック・バイオレンス)などが報告されるといった過去の災害の事例から、熊本地震では、DV・性被害を未然に防ぐため、避難者向けに過去の事例や注意点、相談窓口一覧を紹介した啓発ポスターを作成し、各避難所で掲示し、注意喚起を行った。

取組の内容

熊本地震の発災直後、全国の女性会館や男女共同参画センターから、大規模災害時における性暴力、DV防止に関するさまざまなアドバイスを受け、避難所や避難先でのDV・性被害防止啓発活動として、ポスター・チラシを作成し、各避難所を回り配布や掲示、周囲の見守りの目の必要性の説明を行うなど啓発、注意喚起を行った。
また、国際NGOの協力を得て、相談窓口を記載した

啓発カードを作成し、支援物資につけての配付や、熊本市男女共同参画センターのHPに「熊本地震・被災女性サイト」をつくり相談窓口などの情報の提供を行った。
加えて、熊本地震後からは、住民向けの「無料防災出前講座」を実施し、その中で大規模災害時における性暴力、DV防止について周知・啓発に努めている。



取組の効果

熊本市では、熊本地震発災時のDV・性被害防止啓発活動は、テレビや新聞、ラジオ、インターネットなどのメディアに多く取り上げられ、災害時には平時よりも男女共同参画の課題が顕在化することがあることを広く伝える機会となった。また、全国から活動内容やポスターについての問い合わせやヒアリングがあり、他県での啓発活動に活用されたり、ポスターが災害時に避難所に掲示されたりしたことによって、広くDV・性被害の啓発が行われたと考えている。

外国人向けの情報発信

大泉町では、人口に対する外国人の比率が高いことから、多文化共生社会を支える手段として、外国人への情報発信を行っている。

外国人に対して、キーパーソンや、文化等の通訳者としての登録制度を整えており、登録をした外国人に対しては、平時には生活や文化習慣等の情報伝達を行い、災害時には避難所の開設情報等の緊急度の高い情報を電話又はメールで情報発信している。

取組の内容

大泉町では、これまでの被災経験や、今後発生しうる自然災害等に備え、町民・企業・行政が協働し、「大泉町国土強靱化地域計画」(令和4年)を策定し、この中で「日本語による情報把握が困難な外国人の不安を解消するため、関係機関や外国人キーパーソン等と連携した情報伝達や通訳などの支援体制の更なる整備を図る。」こととしており、災害時などに避難所の開設情報等の行政からの情報を伝えることのできる外国人の登録制度を備えている。

また、登録者には、避難所の開設情報を受信した場合

に、近隣に居住する外国人の方へ情報発信をしていただくことや、避難所運営・炊出し・避難所内の掲示物の翻訳などの役割を担っていただくことを想定している。

これら以外にも外国人に対する災害時の対応のために、通訳や翻訳タブレットによる通訳支援体制を整備したり、地域の防災訓練に平時から参加していただき交流を行うなど、外国人に対する防災対応の強化を図っている。



取組の効果

大泉町では、災害時には外国人も「支援される側」ではなく、「支援する側」として活躍してもらうことが必要と考えた上で、外国人の方にも積極的にその地域社会に参画し、地域の担い手となるよう、今後も啓発を行っていくことを考えている。

6

避難所の数の確保

避難所の確保のための登録制度の実施

千葉市では、災害時に多様な避難形態により避難者が集中しないよう分散避難を促している。その取組の1つとして、町内自治会集会所等をあらかじめ「地域避難施設」と認定し、災害時に「地域の避難先」として、町内自治会等が自主的に開設し、最寄りの指定避難所と連携して避難者の受け入れ等を行うことができるよう「地域避難施設認定制度」を運用している。

取組の内容

千葉市は「①身近な避難先の確保」、「②感染症をふまえた分散避難」の観点から、集会所等活用必要性について検討し、地域避難施設認定制度を制定した。

①身近な避難先の確保	令和元年の大雨災害において、道路が寸断されたほか、距離、地形的要因、身体的理由等により、自宅から最寄りの指定避難所まで移動できない方がいた
②感染症をふまえた分散避難	新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症の感染防止の観点から、避難先における3密(密集・密接・密閉)を回避するため、複数の避難先を確保し、分散避難を進める必要がある

●地域避難施設認定制度事業の概要

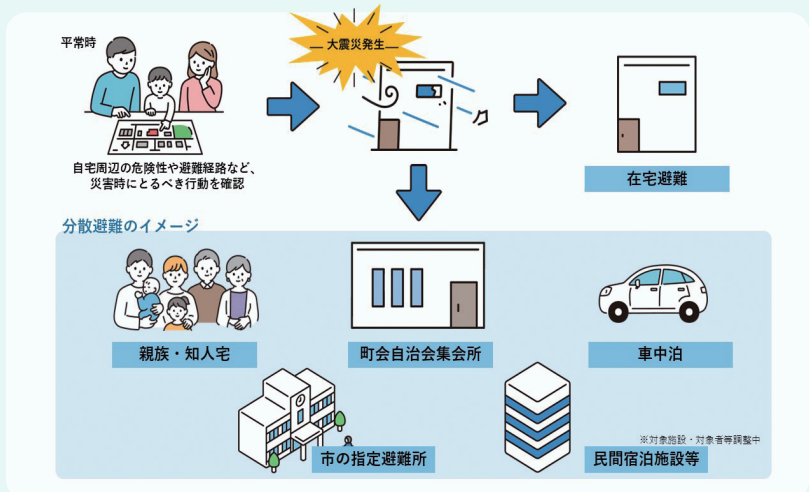
【対象とする施設】

- ・町内自治会等が所有する集会所
- ・マンション管理組合が管理する施設
- ・その他、町内自治会等が本制度の活用を目的に確保した施設
- * 他建物、立地基準あり

【認定時の市からの支援内容】

- ・食料(アルファ米)、飲料(ペットボトル水)の備蓄品の供与
- ・携帯トイレ(備蓄品)の供与
- ・防災行政無線の戸別受信機を貸与

地域避難施設の運営にあたっては、町内自治会等による自主的な運営を前提として活用することを想定している。



取組の効果

令和6年1月時点で市内95ヶ所を地域避難施設として認定し、一定数の町内自治会等では避難所の開設訓練(受付方法や居住スペースの区割)が実施されており、避難所の確保を行っている。

千葉市では、今後も地域避難施設認定制度について、より住民に理解増進を行えるよう、ホームページや防災講座等で周知をし、活用を促していきたいと考えている。

7

避難所の機能

全避難所に避難所機能強化のためのタブレットを配備

文京区内では、全避難所36ヶ所に、避難所機能を強化するための、通信機能付きタブレットを配備している。タブレットには、映像通訳・手話通訳機能や文京区の防災情報システムのアプリケーションも入っており、避難所運営を行う職員の円滑な情報連絡手段としても活用されている。

取組の内容

①「みえる通訳」により避難所での外国人対応や手話通訳がスムーズに

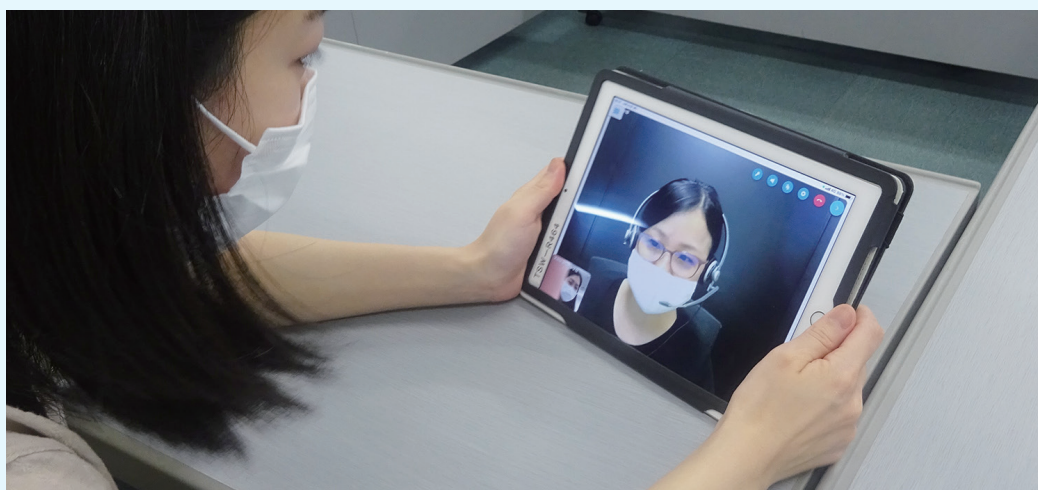
タブレットからワンタッチで、通訳オペレーターを呼び出すことができ、タブレットの映像を見ながらコミュニケーションをとることができる。対応言語は、英語、中国語、韓国語など13か国語で、一部の言語を除き、24時間365日利用することができる。手話通訳も可能で、画面越しに通訳者の口元を見ながら利用もできる。

②災害情報システムをプリインストールすることで避難所・災害対策本部間でのやりとりがスムーズに

タブレット端末には、「文京区災害情報システム」のアプリケーションがプリインストールされているため、災害時にはタブレットを使って避難所から災害対策本部へ、避難所運営に必要な物資や情報をスムーズに連絡することが可能となる。

③避難所の開設状況、混雑状況も、現場（避難所）からリアルタイムに更新

これまで、避難所の開設状況等は、災害対策本部を經由して発表することになっていたが、今後は、タブレット端末を使って、「現場（避難所）」から、ダイレクトに開設状況や混雑状況を区民等にお知らせすることが可能になった。



取組の効果

文京区では、ICT技術を活用し、避難所運営を効率化するとともに、外国人や障害者等の災害時要配慮者に慮った防災対策を進めることで、避難所の機能強化が図られていると考えている。

電気自動車を活用した避難所での電力確保

災害による停電対策として、避難所における電力確保は、照明による安全確保やスマートフォン等による情報伝達のために特に重要であり、継続して電力を確保できる環境づくりを進める必要がある。

そこで福岡市では、災害時に電気自動車(EV)等を活用し、避難所等に電気を供給できる体制を整えている。

取組の内容

福岡市では、公用車として電気自動車(EV)等を確保するほか、自動車の製造事業者である3社と協定を結び、災害時に電気自動車を確保できる体制を整えている。また、電気自動車(EV)等から避難所等に電力を

供給するため、市内の避難所等(169ヶ所)に電力を共有するための設備である可搬型外部給電器を整備している。

避難所での使用例

- ・スマホの充電のみとした場合：約5,000台
- ・蛍光灯(32W・30本)、TV、PC最大32時間の連続給電が可能(1日10時間使用で3日間可能)

電源供給のために利用できる公用車については、令和6年3月末時点で電気自動車を35台、プラグインハイブリッド(PHEV)を15台、燃料電池自動車(FCV)を3台導入しており、平時は公務のために使用している。

また、民間事業者との協定により、災害により避難所に停電が発生した際、電気自動車(EV)等の無償貸与を受け、公民館等の指定避難所に車両から電力供給を行い円滑な避難所運営を行うことが可能となる。

令和5年には、市内で停電が発生し、指定避難所である公民館が停電した状況を想定し、「公民館へのEV等からの電力供給訓練」を実施した。実際に電気自動車(EV)、プラグインハイブリッド(PHEV)から公民館施設に電力供給を行い、給電方法などの設備の使用方法等を確認することができた。



取組の効果

電気自動車の導入によって、避難所での停電時においても、避難者がスマートフォン等で情報を入手することができる環境を作ることができる。福岡市では今後も、より迅速に電源を提供できるように平時から訓練を続けるとともに、避難所生活における安心・安全の確保に取り組んでいきたいと考えている。

コンテナ型移動式ランドリーの活用

避難生活が長期化する中で、汚れた衣類を長時間着用することは、避難者への負担になるだけでなく、衛生的にも望ましくはない。

そこで、養父市では、災害時の洗濯支援として衣類及び寝具等を清潔に保ち、避難生活における衛生環境の確保を図るため、移動式ランドリーの提供を受ける協定を民間企業と締結した。

取組の内容

養父市では、令和5年8月に9槽の乾燥機付き洗濯機を備えたコンテナ型の移動式ランドリーを所有する民間企業（山本運輸株式会社）と「災害時における移動式ランドリーの提供に関する協定」を締結した。地震や台風など大規模な災害により断水した場合等に、被災地において協定に基づいて、移動式ランドリーを提供し、被災者の方の生活支援に努めることとしている。

また、令和6年1月に発災した能登半島地震では、協定に基づき、ランドリーの提供を受けた養父市から石川県珠洲市へ、ランドリーと設置・運営を担う協定締結先企業の社員や市職員を派遣し、被災者の生活支援を行った。

派遣期間 1月22日(月曜日)～6月下旬予定

派遣先 珠洲市立上戸小学校ほか

設置 山本運輸(株)及び養父市職員

運営 市職員をローテーションにより
2人配備、4月以降は珠洲市へ委託



取組の効果

養父市では、災害時の洗濯ニーズに対して、移動式ランドリーは機動力に優れているため、給排水の条件が整えば、必要に応じて様々な場所で利用できる有効な対策と認識している。今回の派遣の経験も活かして、引き続き、災害が起きたとしても迅速に動けるよう平時から関係団体との体制整備を努めていきたいと考えている。

避難者等のための入浴支援マニュアルの作成

熊本県では、平成28年の熊本地震で、避難所における入浴施設の補助として、入浴ができない者を対象に県公衆浴場業生活衛生同業組合及び各公衆浴場と連携し、被災者に対する無料入浴サービス提供事業を実施した。この取組を踏まえて平成29年9月に、災害救助法の適用を受ける水害及び地震等の災害発生時に被災者がより円滑に入浴サービスを利用できるよう、県、市町村等が実施すべき事項を記載した「災害による被災者のための入浴支援マニュアル」を作成した。

取組の内容

マニュアルでは、災害発生時の入浴支援の実施方法や、平時の事前準備について、県、市町村、公衆浴場組合、公衆浴場それぞれの役割を記載している。また、各種手続きの様式も示すことで、平時や災害の緊急時において、円滑に支援が実施できるよう体制を整備している。

令和2年7月豪雨災害時には、本マニュアルに基づき、関係団体と連携し被災者に対する入浴サービスを提供するとともに、協力可能な公衆浴場の迅速な把握等の明らかとなった課題を踏まえて、令和3年3月に当該マニュアルを改訂した。

災害による被災者のための入浴支援マニュアル



平成29年9月
(令和3年3月一部改訂)
熊本県生活衛生課

別記第1号様式

第 号
年 月 日

(関係市町村長) 様

熊本県知事

(災害の名称) による被災者のための入浴支援事業の実施について
(通知)

(災害の名称) が災害救助法に適用されたことを受け、災害による被災者のための入浴支援マニュアルの規定に基づき、入浴ができない被災者に提供する公衆浴場における無料入浴サービス事業を下記のとおり実施しますので通知します。

記

1 対象者
(災害の名称) により被災した者のうち、避難所や車中などで生活している者又は自宅の入浴設備が被災するなどして入浴できない者

2 実施期間
年 月 日から応急仮設住宅等の整備に伴い避難所が閉鎖される等、公衆浴場を入浴施設として利用する必要がなくなるまで

3 利用方法
対象者が、利用時に市町村等が発行する証明書等を提示するとともに、協力公衆浴場に設置された受付票に住所、氏名、年齢(学生の場合は学年も)等を記載し、無料入浴サービスの提供を受ける。

4 利用料金
本事業に係った経費は、県から協力公衆浴場事業者に対して支払う。
(対象者の負担は無し)

15

別記第3号様式

年 月 日

熊本県知事 様

営業者住所
営業者氏名
(法人の場合は代表者職氏名)

入浴支援届出書

(災害の名称) による被災者の入浴支援のため、下記のとおり無料入浴サービスを実施することを届け出ます。

記

1	公衆浴場名称	
2	公衆浴場所在地	
3	電話番号	
4	営業時間	
5	定休日	※定休日以外にメンテナンス等で休む日も記入下さい。
6	実施期間	から (避難所が閉鎖される日) まで
7	平常時の入浴料金	※年齢等による区分がある場合は、その区分ごとに記載して下さい。

※1～6はホームページ等で公表する場合があります。

担当者氏名 電話番号

17

取組の効果

本マニュアルの策定により、県、市町村、公衆浴場等が平時から準備を進めることができ、実際に令和2年7月豪雨災害では、本マニュアルに沿った円滑な入浴支援が実施できた。熊本県では、今後も災害で生じた課題検証を通じて、マニュアルを改訂する等、被災者のための入浴支援事業の体制整備に取り組んでいきたいと考えている。

避難所への止水板設置

大田区のハザード情報(高潮)で、この地域は0.5m～3m未満(年超過確率1/1,000程度の規模)の浸水深が想定されている。想定最大規模の浸水となる場合は、すべてをハード面で対策することは困難なため、ソフト面(上階避難等)で対応することとなる。

一方で、想定最大規模に満たない程度の浸水については、50cmの校舎の嵩上げを行うことで対応を図っているが、嵩上げができない場所もあったため、避難所となる学校への浸水を防ぐために止水板の導入を行った。

取組の内容

避難所となる学校校舎の道路に面した部分をコンクリート塀で囲み、出入口部分3箇所に、高さ70cmの止水板を設置した。止水板の稼働については、気象予報等を勘案して、避難所となる学校の施設管理者(校長)が判断する。

グラウンドに面した部分にはコンクリート塀を設置していないが、校舎側を頂点として勾配をつけることにより、校舎への浸水を防いでいる。

また、例年実施する避難所訓練にて、止水板の役割や設置の方法を地域の方へ説明している。



取組の効果

外構部に止水板を設置することで、校舎内のみならず、敷地内への浸水を防ぐ効果が期待される。

大田区としては、引き続き、ハード面やソフト面の両面からの避難所環境の整備に努めていきたいと考えている。

8

ホテル・旅館等

広域避難のためのホテル・旅館等への避難体制の確保

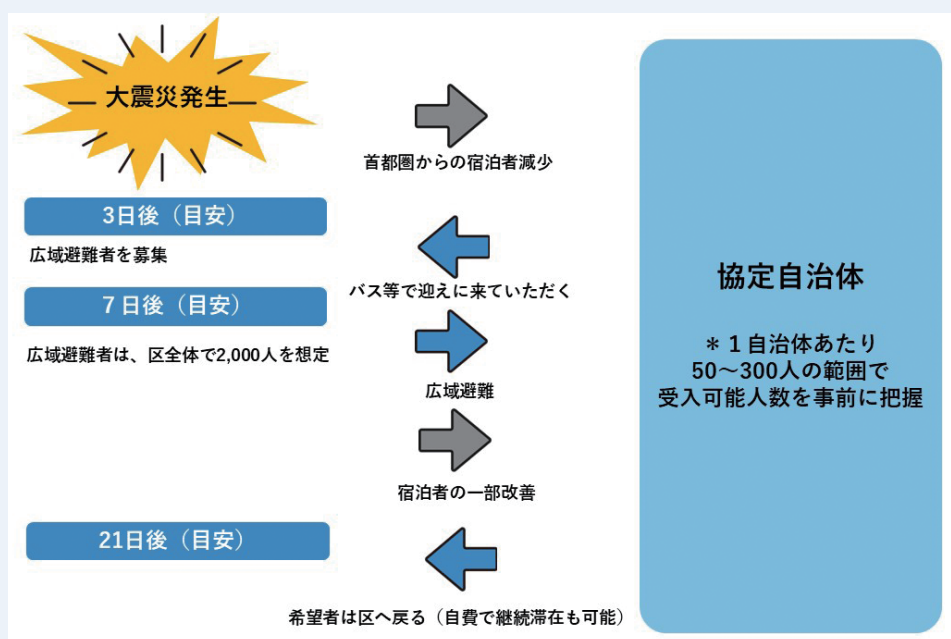
板橋区では、首都直下地震を想定し、災害関連死を一人でも減少させるため、避難所生活の環境改善や体制強化を進めている。そこで、災害発生時の自治体間の協力による応急対策や復旧対策の円滑化などを目的に、8県13自治体と既に締結していた「災害時における相互援助に関する協定」を一部改定した。

協定の改定により、広域避難者の生活改善、区避難所の人数減に伴う環境改善により、災害関連死亡者数の減少に繋がれると考えた。協定締結自治体は、災害発生時に首都圏からの旅行者のキャンセルが見込まれ、広域避難先としてホテル等を提供することで、空き部屋の解消に繋げることも期待できる。

取組の内容

令和5年8月28日、板橋区及び協定締結自治体は、「令和5年度災害時相互援助協定締結自治体連絡調整会」(Web会議)を開催し、本協定に「被災自治体は、避難生活が長期化する可能性があるときは、民間施設の提供を要請することができる」という文言を追加する改定を行う旨、合意した。

【広域避難の流れ】



【協定締結自治体】 日光市(栃木県)、渋川市(群馬県)、高崎市(群馬県)、沼田市(群馬県)、桜川市(茨城県)、かすみがうら市(茨城県)、鴨川市(千葉県)、都留市(山梨県)、妙高市(新潟県)、田上町(新潟県)、白河市(福島県)、最上町(山形県)、尾花沢市(山形県) ＊首都直下地震を想定しているため、連携自治体の被害はほぼないと想定している。なお、この広域避難体制は、首都直下地震以外の災害でも活用することを想定している。

取組の効果

協定締結自治体では、夏休みに区内の子どもたちが各自治体へキャンプに訪れるなど、災害時だけでなく、普段から地域ぐるみで交流を行っている。まったく知らない土地への避難はハードルが高いが、すでに交流があり板橋区民が馴染みのある土地であれば、安心して避難生活を送ることができると考えている。

9

車中泊避難者への対応

災害時における車中泊避難ガイドの作成

発災時の避難生活を送る場所として、感染症の恐れやプライバシーの問題で、やむを得ず車中泊を選択する者がおり、車中泊避難は行政の目が届きにくい側面がある。

そこで刈谷市では、やむを得ず、避難生活を行う先として車中泊を選択するときに、避難者が事前に行うべき備蓄や気を付けるべき事項をまとめた「災害時における車中泊避難ガイド」を作成し、周知啓発を図っている。

取組の内容

ガイドラインでは、車中泊避難を行う前にすべきこととして、次の4点をまとめた。

- 1 車中泊避難が可能な場所を調べておく
- 2 近くのお店やガソリンスタンドの場所を把握しておく
- 3 車中泊避難の見通しを立てる
- 4 自動車の座席がフルフラットになるかどうかを確認する

車中泊避難の場所は、市の指定避難所や公園・グラウンドなども案内しているが、災害の状況によって使用できない状況も考えられる。市では、知人や親戚の安全な場所も含めて事前に複数の場所を決めておくことが重要であると周知している。

車中泊避難では、同じ姿勢を続けることでエコノミークラス症候群の危険性がある。そのため、エコノミークラス症候群の予防として、必要な備蓄品の準備や足を伸ばせる空間の確保など、車中泊で心がけるポイントを整理し紹介している。

取組の効果

刈谷市では、自主防災会に訓練で、やむを得ず車中泊避難を行う場合について、ガイドラインを参考に訓練を行う等、車中泊避難に関する市民の理解を深めることができていると考えている。

また、各地区が自主的に車中泊避難の訓練等も実施しており、住民意識が高まっている。



10

福祉避難所・ 福祉避難スペース

聴覚障害者用情報受信装置の設置

障害のある方はその障害の特性に応じて、情報伝達の方法に配慮が必要となる。特に災害時には、避難所で十分な情報伝達を行うことができる環境が重要となる。

そこで、東広島市では、全ての障害のある方に住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、障害特性に応じたコミュニケーション環境の整備を行っており、災害時には、聴覚障害者に避難所で情報をスムーズに提供できるように聴覚障害者用情報受信装置の設置を進めている。

取組の内容

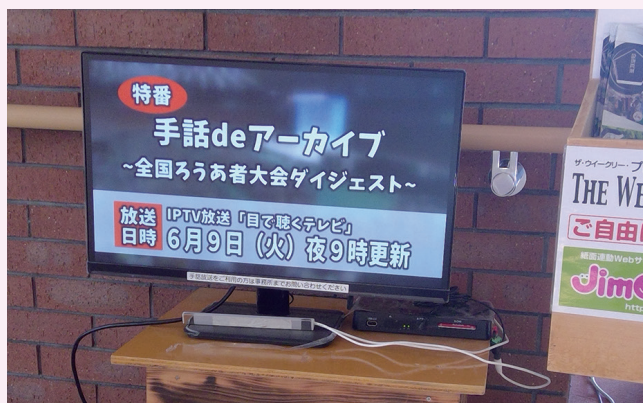
東広島市では、令和元年に「東広島市障害者の意思疎通手段の確保等に関する条例に規定する施策を推進するための方針」を定め、災害時に障害のある方に情報がスムーズに届くような施策を講ずるとともに、避難所において緊急情報の提供に努めることとしている。

令和6年度現在で、指定避難所12ヶ所に聴覚障害者用情報受信装置(アイ・ドラゴン4)を設置している。

災害が発生し、避難所を開設した場合は、各避難所で聴覚障害者用情報受信装置の設置を行い、ラジオ・テ

レビ・インターネットの情報を提供することとしている。

また、聴覚障害者用情報受信装置の設置と平行して、市でインフォメーションサービスを実施し、聴覚障害の方が事前登録したメールやFAXへ緊急災害情報のリアルタイム配信や、WEB会議アプリケーションを利用して聴覚障害の方からも困りごと等を聞くことができる体制を作り、情報の収集、発信に努めている。



取組の効果

東広島市では、毎回手話による通訳を確保できるとは限らないため、発災時に聴覚障害を持つ方から、災害時には、地震の危険度、水や食事などの配給状況、開設されている避難所の情報等できるだけリアルタイムに知りたいという声に対する対応として、聴覚障害者用情報受信装置の導入は、正確な情報伝達が、効率的に行えていると感じている。

今後も、十分に情報を得ることができないと予見できる方々に「特別な対応が必要」であるかのようにカテゴライズされておられる場面を見るにつけ、“当たり前”を提供できないもどかしさを感じているため、障害を理由に得られる情報や待遇に差が生じないよう、有事に備えて取組を推進していきたいと考えている。

障害のある子どものための指定福祉避難所を整備

三田市では、障害のある子どもやその家族が通い慣れた場所に避難ができるよう、市域内の特別支援学校と連携して、特別支援学校4校を指定福祉避難所として確保している。

また、特別支援学校で避難所の開設訓練を行うことで、障害のある子どものための福祉避難所について、発災時に円滑な受入をできる体制を取っている。

取組の内容

障害のある子どものための指定福祉避難所の概要

指定福祉避難所の数	・県立特別支援学校2か所 ・市立特別支援学校2か所
受入対象者	在校生及び卒業生とその家族、市が事前に調整を行った者
体制	気象情報が発表され、警戒レベル3「高齢者等避難」を発令した場合に、市の職員が施設の安全を確認し、避難所の開設や運営を行う。

令和4年度の実施内容

県立上野ヶ原特別支援学校・県立高等特別支援学校で、福祉避難所の開設設置・運営訓練を実施した。訓練では台風や河川の氾濫、山間部の土砂災害などの状況を想定し、市職員が福祉避難所の開設を行った上で、体育館に段ボールベッド等を設営する訓練を行った。また、避難者役として参加した市職員に困りごとを伺い、そのニーズを保健師につなげる訓練を行う等、実践的に実施した。これにより、福祉避難所の円滑な開設と的確な運営に向けた課題の抽出と整理を行った。



令和5年度の実施内容

市立ひまわり特別支援学校中学部・高等部で市職員や関係者が参加した訓練と、避難に関する意見交換会を行った。意見交換では受け入れ時の心身状況や注意事項、学校備品の使用、電源確保、マニュアル整備などを話合った。この意見交換により、福祉避難所での要配慮者の受け入れや個別避難計画の作成促進に向けて更なる改善が図られた。



取組の効果

三田市では、特別支援学校を福祉避難所として整備することで、災害時であっても障害のある子どもが安心して避難できる場所を提供することできたと考えており、引き続き、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等の作成も合わせて行う等、障害のある子どものための避難所の確保に努めていきたいと考えている。

母子を対象とした福祉避難所を整備

妊産婦や乳幼児は避難所での配慮を要することから、令和元年房総半島台風等の大雨を機会に鴨川市では、母子を受入対象者とした福祉避難所を開設することとした。

母子を対象とした福祉避難所は、災害発生リスクの少ない場所に立地することも園1ヶ所を設定し、市の保健師が避難所開設を行うようにした。

取組の内容

令和元年東日本台風では、母子避難所を開設し、実際に避難者を受け入れた。

開設にあたっては市の保健師だけでなく、地域の医療

大学の教員や学生の協力を得て、避難所での支援体制を強化した。

【令和元年東日本台風における開設実績】

避難者	①母子(2歳児、生後40日の乳児)3名 ②母子(10ヶ月児)2名 ③母子(3ヶ月児)2名
体制	・市職員3名×3チームで対応(1チーム:事務職1名、保健師1名、保育士1名) ※時間交替制とし、日中・夜間も対応 ・ボランティア3名(亀田医療技術専門学校助産学科教員・学生)

避難所の開設にあたっては、市の備蓄品(紙おむつ、ミルク缶、水、乳幼児便座、おもちゃ等)や、ボランティアに協力いただき、大学からの支援物資(ウレタンマット、沐浴時の防水シール、タオル、ベッド、湯沸かしポット、不安軽減のための音楽CD)を避難所に確保し、避難者にもミルク、おむつ、タオル類、食事等の物資をご持参いただいた。

取組の効果

実際の避難者から母子避難所の開設や、設備の充実によって、母子が心身ともに安心して避難生活を送ることができたとの声があがった。

鴨川市では、令和元年東日本台風での振り返りを踏まえながら、父親が中心に育児を行うケースの受け入れも想定するなど、今後も改善に努めていきたいと考えている。

11

その他

災害時の民間井戸の活用推進

大規模災害の際は、給配水管や水道施設が損壊し、飲料水をはじめ、トイレ、掃除、洗濯用などの生活用水が確保できない事態が想定される。

そこで、香美市では災害時における地域住民の生活用水を確保するため、平時から市内にある民間井戸を活用し、災害時に活用できる体制を整えている。

取組の内容

香美市では、災害時に地域住民が井戸を利用できるよう、井戸所有者の同意を得て井戸に関する情報を自主防災組織等が作成している防災マップへ掲載することになっている。また、井戸所有者が地域の自主防災活動に同意している井戸を「災害時協力井戸」とし、その整

備に要する費用を補助するほか、自主防災訓練でも井戸の汲み上げ訓練を行っている。補助は、井戸ポンプの設置費用や本体やポンプの修繕費用を対象に30万円を限度とし実施しており、補助を受けた者は年1回以上の訓練の実施と、市への報告書の提出を行うことになっている。



取組の効果

平成26年度から現在までで、計40か所の民間井戸が確保されている。訓練を行うことで、地域住民に井戸が認識され、断水発生時に地域の井戸として有効活用されることが見込まれる。

今後も自主防災組織等と協力して、災害時協力井戸の整備を推進していきたいと考えている。

